

# 筑後川中流都市圏域河川整備計画

平成 26 年 12 月

福 岡 県

## 筑後川中流都市圏域河川整備計画 目次 (1/2)

第1章 河川及び流域の概要	1
1.1 圏域の概要	1
1.1.1 圏域内河川の状況	1
1.1.2 河川の概要	4
1.1.3 地形・地質	10
1.1.4 気候	12
1.1.5 歴史、文化	13
1.1.6 土地利用	19
1.1.7 自然公園等の指定状況	21
1.1.8 人口・産業経済・交通	23
1.2 治水と利水の歴史	26
1.2.1 治水の歴史	26
1.2.2 利水の歴史	26
第2章 河川の現状と課題	27
2.1 治水の現状と課題	27
2.2 河川利用の現状と課題	29
2.2.1 水利用	29
2.2.2 河川利用	30
2.3 河川環境の現状と課題	32
2.3.1 自然環境	32
2.3.2 水質	34
第3章 河川整備の目標に関する事項	36
3.1 河川整備計画における基本理念	36
3.2 河川整備計画の対象河川及び区間の設定	37
3.3 河川整備計画の対象期間	37
3.4 洪水等による災害の発生の防止又は軽減、河川の維持に関する目標	37
3.4.1 洪水対策	37
3.4.2 堤防の安全性	39
3.4.3 内水対策	39
3.4.4 河川の維持	39
3.5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の整備と保全に関する目標	40
3.5.1 水利用	40
3.5.2 河川環境	40
第4章 河川の整備の実施に関する事項	41

## 筑後川中流都市圏域河川整備計画 目次 (2/2)

4.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	41
4.1.1 河川工事の目的・種類	41
4.1.2 水衝部等の安全性確保	49
4.1.3 浸透に対する安全性確保	49
4.1.4 内水対策	49
4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	50
4.2.1 河川の維持の目的	50
4.2.2 河川維持の種類及び施行の場所	50
4.3 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全に関する事項	51
4.3.1 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	51
4.3.2 河川環境の整備と保全に関する事項	51
4.4 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項	53
4.4.1 流域対策	53
4.4.2 河川愛護意識の普及及び啓発	53
4.4.3 河川整備のための連携の重視	55
4.4.4 河川情報の共有化の推進	55
4.4.5 防災意識の向上	56
4.4.6 総合的な被害軽減対策の必要性	57
4.4.7 危機管理における連携強化	57

第1章 河川及び流域の概要

1.1 圏域の概要

1.1.1 圏域内河川の状況

福岡県内における筑後川の圏域は、下流から、下流圏域、中流都市圏域、中流平野左岸圏域、中流平野右岸圏域と4つに区分されております。

筑後川中流都市圏域（以下「都市圏域」と称す）は、筑後大堰地点から筑後川左支川巨瀬川が流入する地点までの間において、筑後川に流入する、福岡県が管理する指定河川流域です。

都市圏域内における福岡県が管理する河川数は33河川あり、その合計の流路延長は166.1km、流域面積は380.1km<sup>2</sup>で、筑後川本川に直接流入する金丸川（池町川）、沼川、高良川、下弓削川、大刀洗川（小池川、寺川）、江川、大谷川、陣屋川（陣屋川放水路、池田川）の13河川のグループと、筑後川右支川宝満川（小森野川、法司川、築地川、高原川、口無川、草場川〔長音寺川〕、牟田川、宝珠川、曾根田川〔三並川〕、天神川、山家川、山口川〔兎ヶ原川、山中川〕、原川、思案橋川〔烏田川〕）の20河川のグループの2つに分けられます。

また、都市圏域内の河川は、久留米市、小郡市、筑紫野市、太宰府市、朝倉市、筑前町、大刀洗町の5市2町を流れています。

※河川名の（）内は2次支川、{}内は3次支川を示します。

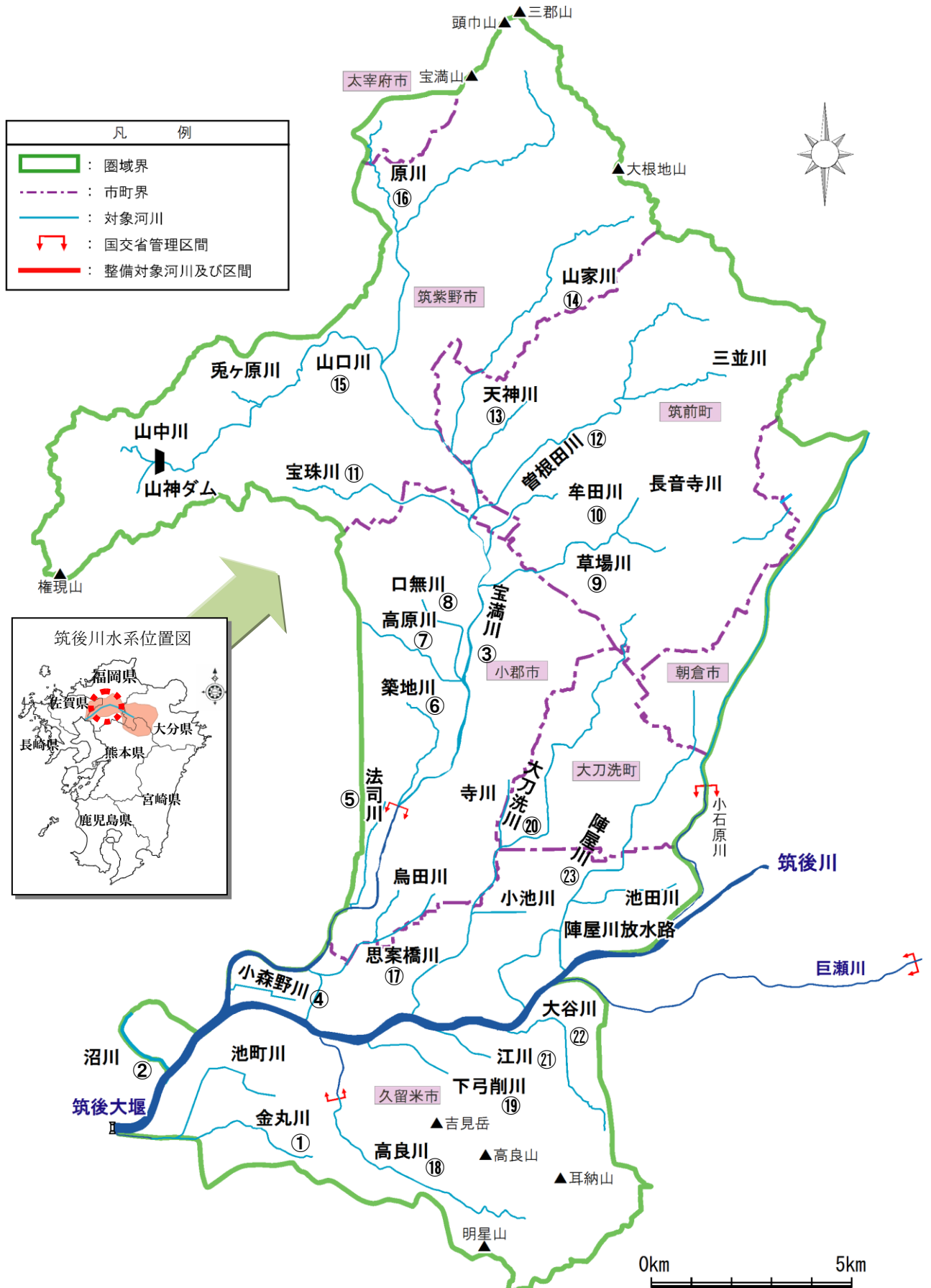
表 1-1 筑後川水系中流都市圏域市町と河川（指定区間）

関係市町名	市町を流下する河川名（指定区間）
久留米市	大谷川、江川、下弓削川、高良川、沼川、金丸川（池町川）、陣屋川（陣屋川放水路、池田川）、大刀洗川（小池川）、宝満川（小森野川、思案橋川）
小郡市	大刀洗川（寺川）、宝満川（思案橋川、{烏田川}、法司川、築地川、高原川、口無川、草場川、牟田川、宝珠川）
筑紫野市	宝満川（牟田川、宝珠川、曾根田川、山家川、山口川〔兎ヶ原川、山中川〕、原川）
太宰府市	（原川）
朝倉市	陣屋川、（草場川）
筑前町	宝満川（草場川〔長音寺川〕、牟田川、曾根田川、{三並川}、天神川、山家川）、大刀洗川、陣屋川
大刀洗町	陣屋川、大刀洗川（寺川）

※ 〓は宝満川流域、□は宝満川以外の河川を示します。

表1-2 筑後川中流都市圏域河川（指定区間）の諸元

	河川区間			流域面積 (km <sup>2</sup> )	流路延長 (km)	関係市町														
	起点	終点	県管理区 間 延長(km)			久留米市	小郡市	筑紫野市	太宰府市	朝倉市	筑前町	大刀洗町								
1	筑後川	金丸川	三次支川	久留米市西町金丸橋下流	筑後川合流点	4.1	11.4	4.1	○											
2		池町川	二次支川	久留米市東町地先	金丸川合流点	4.0	4.1	4.0	○											
3		沼川		久留米市長門石地先	筑後川合流点	2.7	19.1	2.7	○											
4		宝満川		筑紫野市袖須原地先	宝満川直轄上流端	23.3	81.3	31.5	○		○									
5		小森野川		久留米市小森野地先	宝満川合流点	1.0	1.5	1.0	○											
6		法司川		小郡市福豊地先	宝満川合流点	1.8	2.6	1.8		○										
7		築地川		小郡市上築地地先	宝満川合流点	3.1	6.9	3.1		○										
8		高原川		小郡市三沢地先	宝満川合流点	2.7	8.4	2.7		○										
9		口無川		小郡市三沢地先	宝満川合流点	3.1	6.9	3.1		○										
10		草場川		筑前町弥永地先	宝満川合流点	9.0	18.8	9.0		○										
11		幸田川	長音寺川	筑前町下高場地先	草場川合流点	1.0	6.0	1.0												
12		宝珠川		筑前町東小田地先	宝満川合流点	4.1	4.8	4.1		○										
13		曾根田川		筑紫野市原田地先	宝満川合流点	3.7	9.7	3.7		○										
14				筑前町曾根田地先	宝満川合流点	7.8	16.4	7.8		○										
15			三並川	筑前町畑島地先	曾根田川合流点	4.0	7.3	4.0												
16		天神川		筑前町石櫃地先	宝満川合流点	2.5	3.1	2.5												
17		山家川		筑紫野市山家地先	宝満川合流点	7.5	18.1	7.5			○									
18		山口川		筑紫野市平等寺地先	宝満川合流点	7.7	25.6	7.7			○									
19			兔ヶ原川	筑紫野市山口地先	山口川合流点	1.4	1.7	1.4												
20			山中川	筑紫野市山口地先	山口川合流点	1.5	1.5	1.5			○									
21		原川		太宰府市内山地先	宝満川合流点	3.4	4.0	3.4			○									
22		思案橋川		小郡市八坂地先	新宝満川合流点	4.0	12.2	4.0		○										
23			烏田川	小郡市下西鬱坂	思案橋川合流点	3.0	2.2	3.0		○										
24		高良川		久留米市高良内地先	筑後川合流点	7.2	15.2	8.8		○										
25		下弓割川		久留米市御井町地先	筑後川合流点	2.1	5.0	2.1		○										
26		大刀洗川		大刀洗町山隈地先	筑後川合流点	12.7	25.2	12.7		○										
27		小池川		久留米市北野町中地先	大刀洗川合流点	1.6	2.1	1.6		○										
28		寺川		久留米市北野町下高橋地先	大刀洗川合流点	1.3	3.4	1.3		○										
29		江川		久留米市太郎原地先	筑後川合流点	1.5	4.7	1.5		○										
30		大谷川		久留米市耳納地先	筑後川合流点	8.5	4.4	8.5		○										
31		陣屋川		朝倉市下浦地先	筑後川合流点	11.4	26.8	11.4		○										
32		陣屋川放水路		大刀洗町陣屋川分派点	筑後川合流点	1.0	16.4	1.0		○										
33		池田川		久留米市八重亀地先	陣屋川合流点	2.6	3.3	2.6		○										
		計				156.3	380.1	166.1												5市2町



### 1. 1. 2 河川の概要

#### (1) 金丸川 (2次支川池町川を併せて記述) (図1-1の①)

金丸川は、久留米市国分町陸上自衛隊敷地周辺の雨水を集め、国分町、西町を流下し、津福本町で右支川池町川を合わせ、古賀坂水門で筑後川河川区域に入る河川です。その流域は、ほとんどが市街地であり、都市化が進行した河川となっていますが、下流域に水田があり、河川水は農業用水として利用されています。

金丸川の右支川池町川は、久留米市東町の西鉄久留米駅付近を源に、東北東に市街地の街路に沿って流れ、JR鹿児島本線久留米駅付近で池町川放水路を分派し、流路を南東に転じて、金丸川に合流する都市河川です。



写真 1-1 金丸川全景写真

#### (2) 沼川 (図1-1の②)

沼川は、佐賀県鳥栖市石谷山を源とする佐賀県管理の沼川の旧川で、沼川のショートカットに伴って佐賀県の沼川と分離した河川です。指定区間は久留米市長門石地先を上流端とした筑後川合流点までの区間です。この区間の流域は平地で、水田が広がっています。



写真 1-2 沼川全景写真

#### (3) 宝満川 (図1-1の③)

宝満川は、筑紫野市の三郡山にその源を発し、筑紫野市、筑前町、小都市、久留米市の4市町を貫流し、その間右支川の原川・山口川・宝珠川・口無川・高原川・築地川・法司川を、また左支川の山家川・天神川・曾根田川・牟田川・草場川・小森野川等を合わせ、筑後川へ合流する河川です。その流域は、福岡県・佐賀県下の5市2町に及び、流域面積260.3km<sup>2</sup>を有する筑後川の支川で、山地と平地が各々50%程度を占めています。

指定区間においては、JR鹿児島本線、JR筑豊本線、西鉄天神大牟田線、甘木鉄道及び九州自動車道、大分自動車道、国道3号、国道386号等の種々の交通網が縦横に走っており、福岡都市圏及び久留米都市圏へ近いこともあって、この交通網に沿った丘陵地がニュータウン等の大型団地として広く開発され、都市化の進展が著しい状況にあります。

また、宝満川本流の河川水は、流況が比較的安定していることから、沿川及び中下流域一帯の約3000haに及ぶ農業用水として利用されるほか、工業用水・水道用水としても利用されています。



写真 1-3 宝満川全景写真

(4)小森野川 (図 1-1 の④)

小森野川は、久留米市高野地<sup>たかの</sup>先にその源を發し、小森野地区を流下して宝満川へ合流する河川です。その流域は、筑後川、宝満川、新宝満川堤防により囲まれた地区で、土地利用のしやすい平坦地であることから、住宅地と整備された園芸農地として利用されています。



写真 1-4 小森野川全景写真

(5)法司川 (図 1-1 の⑤)

法司川は、小郡市福童<sup>ふくどう</sup>にその源を發し、平地部を流下して宝満川へ合流する河川です。上流域では宅地化が進んでいますが、下流域には水田が広がっています。



写真 1-5 法司川全景写真

(6)築地川 (図 1-1 の⑥)

築地川は、小郡市小郡の丘陵地にその源を發し、大板井<sup>こいたい</sup>、小坂井の住宅地を通して、大崎<sup>おおさき</sup>の田園地帯を流下し、端間橋付近で宝満川へ合流する河川です。中上流域では宅地化が進んでいますが、下流域には水田が広がっています。



写真 1-6 築地川全景写真

(7)高原川 (図 1-1 の⑦)

高原川は、佐賀県三養基郡基山町<sup>みやまきぐんきやまちょう</sup>にその源を發し、佐賀県基山町及び福岡県小郡市の田園地帯並びに住宅地を流下し、小郡市大板井地先で宝満川へ合流する河川です。中流域では宅地化が進んでいますが、下流域には水田が広がっています。



写真 1-7 高原川全景写真

(8)口無川 (図 1-1 の⑧)

口無川は、小郡市希みが丘にその源を發し、住宅地沿いの段丘<sup>みづさわ</sup>を通して、小郡市三沢<sup>みつさわ</sup>の農耕地域を流下し、大板井地先で宝満川へ合流する河川です。その流域は、JR けやき台駅及び西鉄三沢駅<sup>みつさわえき</sup>に近いこともあり、大型団地の開発が進み、最下流部にはスポーツ施設としての運動公園が整備されています。



写真 1-8 口無川全景写真



(9)草場川 (3次支川長音寺川を併せて記述) (図1-1の⑨)

草場川は、朝倉市甘水地先にその源を發し、筑前町弥永、久光、上高場地先の田園地帯を流下し、下高場地先で右支川長音寺川を合わせ、四三嶋及び小郡市乙隈地先の田園地帯を流下して、宝満川へ合流する河川です。流域の多くを山地と農耕地が占めており、河川水は農業用水として利用されています。



写真 1-9 草場川全景写真

(10)牟田川 (図1-1の⑩)

牟田川は、筑前町片牟田池にその源を發し、東小田、筑紫野市西小田、小郡市乙隈地先の田園地帯を流下して宝満川へ合流する河川です。その流域は殆どが平地で、農耕地が全体の60%程度を占め、河川水は農業用水として利用されています。



写真 1-10 牟田川全景写真

(11)宝珠川 (図1-1の⑪)

宝珠川は、筑紫野市原田にその源を發し、山間地を通過して、筑紫野市・小郡市のニュータウンが広がる低地部を流下し、津古地先で宝満川へ合流する河川です。その流域の上流部は山地及び山あい水田となっていますが、中下流一帯の丘陵地は、JR原田駅、西鉄津古駅に近いこともあり、筑紫野市美しが丘、光が丘、小郡市三国が丘等の大型住宅団地としての開発が進んでおります。また、最下流域には水田が広がっています。



写真 1-11 宝珠川全景写真

(12)曾根田川 (3次支川三並川を併せて記述) (図1-1の⑫)

曾根田川は、夜須高原にその源を發し、筑前町坂根地先の山間流域及び曾根田地先の田園地帯を流下し、曾根田地先で左支川三並川を合わせ、篠隈、東小田地先の田園地帯を貫流して宝満川へ合流する河川です。上流域の多くを山地が占めており、中下流域には水田が広がり、集落が点在しています。古くから開けた田園地帯であることから、溜池が数多く点在し、河川水は農業用水として利用されています。



写真 1-12 曾根田川全景写真

(13)天神川 (図 1-1 の⑬)

天神川は、筑前町牧の池にその源を發し、砥上、赤坂、吹田地先の段丘地帯を流下して、宝満川へ合流する河川です。流域の多くを農耕地と山地部占めています。



写真 1-13 天神川全景写真

(14)山家川 (図 1-1 の⑭)

山家川は、筑紫野市の大根地山にその源を發し、国道 200 号に沿って筑紫野市の山間地を通って、筑前町朝日の田園地帯を流下して宝満川へ合流する河川です。上流域の多くを山地が占めており、中下流域には水田が広がり、集落が点在しています。古くから開けた田園地帯であることから、溜池が数多く点在し、河川水は農業用水として利用されています。



写真 1-14 山家川全景写真

(15)山口川 (3次支川兎ヶ原川、山中川を併せて記述) (図 1-1 の⑮)

山口川は、筑紫野市の権現山にその源を發し、山間地を貫流し、山神ダム地点にて山中川を、萩原地先にて兎ヶ原川を合わせ、宝満川へ合流する河川です。その流域の大半は山地であるが、下流部では筑紫野インター、西鉄朝倉街道及び JR 九州の天拝山駅が位置していることから、都市化が進行し、住宅団地の開発が行われています。

また、河川水は河川沿いの田畑のかんがい用水及び筑紫野市の水道用水並びに工業用水として利用されています。



写真 1-15 山口川全景写真

(16)原川 (図 1 の⑯)

原川は、太宰府市の内山付近にその源を發し、太宰府市及び筑紫野市を流下して阿志岐地先にて宝満川へ合流する河川です。その流域は山地部が多く、丘陵地には住宅団地及びゴルフ場がみられ、河川沿いの低地部には水田が広がっています。



写真 1-16 原川全景写真

(17) 思案橋川 (3次支川<sup>いなよし</sup>烏田川を併せて記述) (図1-1の⑰)

思案橋川は、小郡市<sup>いなよし</sup>稲吉地先の平地部にその源を發し、小郡市南部の水田地帯を赤川地先にて上西<sup>かみにしあじさか</sup>鯨坂を源とする烏田川を合わせ、宮の陣地先にて、新宝満川へ合流する河川です。その流域のほとんどが水田からなり、圃場整備された農地を利用した稲作がさかんに行われ、河川水は農業用水として利用されています。



写真 1-17 思案橋川全景写真

(18) 高良川 (図1-1の⑱)

高良川は、久留米市の耳納山地西端にその源を發し、途中支川を合せながら高良内町の山間部を西方へ流下し、小規模な扇状地を形成した後、野中<sup>のなか</sup>・合川町<sup>あいかわまち</sup>の市街地を北上し、筑後川へ合流する河川です。その流域は、久留米市を貫流する河川では最大の山地部流域を抱えるとともに、中下流部の沿川は都市化が進んでいます。



写真 1-18 高良川全景写真

(19) 下弓削川 (図1-1の㉑)

下弓削川は、久留米市の高良山にその源を發し、御井町<sup>みいまち</sup>・山川町<sup>やまかわまち</sup>の山間部を流下し、河口付近で左支川中谷川を合わせ、筑後川へ合流する河川です。その流域は、山地部を除いてほとんどが都市化され、高度な土地利用が進み、特に下流部は九州縦貫自動車道久留米ICを控えていることから商工業施設が集中しています。



写真 1-19 下弓削川全景写真

(20) 大刀洗川 (2次支川<sup>よりい</sup>小池川、寺川を併せて記述) (図1-1の㉒)

大刀洗川は、筑前町依井地先の平地部にその源を發し、大刀洗町の水田地帯を南流し、大刀洗町南端で小郡市との境を流下してくる寺川及び左支川小池川を合流し、久留米市北野町を南流し、筑後川へ合流する河川です。その流域は、筑後平野の穀倉地帯の一部をなし、圃場整備された農地を利用した稲作がさかんに行われ、河川水は農業用水として利用されています。



写真 1-20 大刀洗川全景写真

(21)江川 (図1-1の ㉑)

江川は、久留米市の耳納山地西端にその源を發し、山間部を流下して山本町の扇状地を北流し、太郎原町付近でその流れを西に変え、筑後川へ合流する河川です。その流域の下流部のほとんどがきれいに圃場整備された農地で、稲作が盛んに行われ、河川水は農業用水として利用されています。



写真 1-21 江川全景写真

(22)大谷川 (図1-1の ㉒)

大谷川は、久留米市の耳納山地西端にその源を發し、山間部を流下して山本町の扇状地を北流し、善導寺町木塚付近でその流れを西に変え、筑後川へと合流する河川です。その流域は、中流の扇状地では、地域の名産である植木の栽培が盛んに行われています。また、JR久大本線下流では、圃場整備された農地を利用した稲作がさかんに行われ、河川水は農業用水として利用されています。



写真 1-22 大谷川全景写真

(23)陣屋川 (2次支川陣屋川放水路、池田川を併せて記述) (図1-1の ㉓)

陣屋川は、筑前町依井地先の平地部にその源を發し、朝倉市、大刀洗町の丘陵地帯を南流し、久留米市北野町では八重亀地区から發した左支川池田川を合わせ、西鉄甘木線鉄橋下流で、陣屋川放水路を分派し、筑後川へ合流する河川です。その流域のほとんどが平坦な地形からなり、圃場整備された農地を利用した稲作がさかんに行われ、河川水は農業用水として利用されています。



写真 1-23 陣屋川全景写真

### 1.1.3 地形・地質

#### (1) 地形

本圏域は福岡県中央部に位置し、南を耳納山地、北を筑紫山地、西部を背振山地に囲まれ、その中央よりやや南側には九州一の大河筑後川が流れ、筑後川とその支流によって形成された広大な筑後平野が広がる地域で、地形的には筑後川を境にして北部地域と南部地域に区分できます。

北部地域は、宝満川とその支流及び陣屋川、大刀洗川の流域より成り、北西部は権現山、天拝山が、北部は宝満山、三郡山、大根地山、三箇山、目配山などの山々が連なり、中流域には洪積平野が形成され、中央部には花立山のはなたてやま小丘陵地帯があり、下流部は沖積平野が筑後川まで伸びています。

また、南部地域は、高良川等の幾多の支川流域より成り、南部には耳納山、高良山、明星山などの山々が連なり、中流域には洪積平野が形成され、筑後川沿川に沖積平野が広がっています。



図 1-2 筑後川中流都市圏域 地形分類図

(出典：「治水地形分類図,建設省九州地方建設局」を参考とし加筆修正)

(1) 地質

本圏域の地質は、古生代の「三郡変成岩類」、中生代の「花崗岩類」および新生代の未固結堆積物である洪積層・沖積層を主体とし、北部の筑紫山地・背振山地と、南部の耳納山地では地質構造が明確に区分できます。

北部圏域の山地部においては、三郡変成岩は一部に分布するのみであり、筑紫・背振山地および夜須高原においては、三郡変成岩に貫入し不整合で覆う形で、「早良花崗岩体」、「糸島花崗岩体」、「朝倉花崗岩体」と呼ばれる花崗岩類が分布しています。また、山地部より下流には、段丘堆積物より成る洪積層が広く分布し、宝満川、大刀洗川、陣屋川下流域一帯及び筑後川沿川は砂礫層主体の沖積層となっています。

南部圏域の耳納山地は、結晶片岩主体の「三郡変成岩類」が広く分布し、岩相は泥質～砂質片岩が主体となっています。



図 1-3 筑後川中流都市圏域 地質平面図

(出典：「日本地質図体系 九州地方」(地質調査所発行,1998)を参考とし加筆修正)

### 1.1.4 気候

本圏域は、ほぼ西九州内陸気候区に属しており、年間を通して比較的温暖な気候の地域です。久留米市津福本町の久留米気象台における昭和58年から平成24年までの観測データでは、年平均気温は16.4度、年平均降水量が1,874mmです。

この地域において年間を通じ降水量が最も多い時期は、6,7月の梅雨期であり、8,9月の台風期まで含めた4ヶ月間の総雨量は年間降水量の56%に達しています。ただし年間降水量は年変化が大きく、豪雨等による水害も過去たびたび起きています。

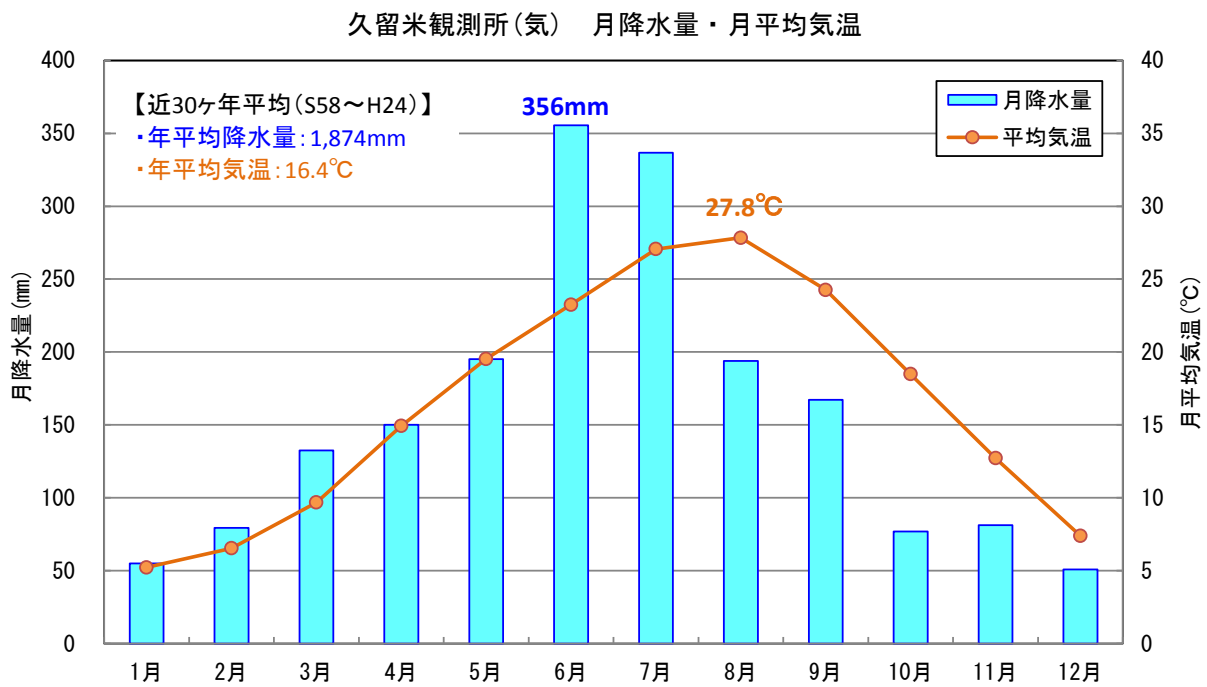


図 1-4 久留米気象台の月降水量及び月平均気温

(昭和58年～平成24年の近年30ヶ年平均)

注) 出典：気象庁 HP (<http://www.data.kishou.go.jp/etrn/index.html>) によるデータをもとに集計して記載

### 1.1.5 歴史、文化

圏域内には、自然・歴史・文化に関連する観光資源が多く存在しており、主として筑紫山地や耳納山地の自然景観や、夜須高原などに代表される保養・レジャー施設のほか、丘陵地に点在する古墳群や神社仏閣等の文化財があげられます。近年では久留米市などで、企業や自治体出資の文化ホール等も設けられ、市民の文化活動を支えています。また、小郡市には県立九州歴史資料館（写真 1-24）があり、九州の歴史とその特質を明らかにするために、大宰府史跡の発掘をはじめとして、多角的な調査や研究が行われており、筑前町には大刀洗平和記念館（写真 1-25）があり、歴史を学び平和を語り継ぐ場となっています。

また、近年全国的に自然景観や生態環境を重視し、地域住民が水に親しむ機会を増やそうと、これまでの画一的河川整備を見直したいわゆる「多自然川づくり」が行われており、成果を上げています。圏域内においても、河川が多く水に接する機会が多いことから、筑後川をはじめとして同様の整備が計画・実施されています。久留米市街を流れる高良川では、「久留米百年公園」（写真 1-26）に併設して多自然川づくりとして整備され、公園利用者が水辺に降りることが可能となり、散策や水遊びなどで自然に親しむ人々が多くみられるようになっています。



写真 1-24 九州歴史資料館（小郡市）



写真 1-25 大刀洗平和記念館（筑前町）



写真 1-26 百年公園（久留米市）



圏域内には国指定や県指定、市町指定の文化財も数多く、国指定文化財には高良大社や善導寺等の建造物や小郡官衙遺跡群や焼ノ峠古墳等の史跡が存在します。

以下に圏域内の国指定文化財一覧、位置図、一部の概説を示します。

久留米瀬ノ下町には、河川との関わりが深い水天宮（写真 1-27）が建造されており、5月3日から3日間にわたって春大祭（写真 1-28）を行うのが恒例となっています。



写真 1-27 水天宮(久留米市)



写真 1-28 水天宮春大祭の様子

表 1-3 圏域内の国指定文化財一覧

【圏域の文化財(国指定)】出典：福岡県文化財データベース他

番号	所在市	分類1	分類2	名称	指定年月日
1	久留米市	国指定	重要文化財（建造物）	高良大社(本殿, 幣殿, 拝殿, 大鳥居)	昭和47年5月15日
2	久留米市	国指定	重要文化財（建造物）	善導寺(本堂, 大門, 大庫裏他)	昭和63年12月19日 平成6年12月27日追加
3	久留米市	国指定	重要文化財（絵画）	絹本着色釈迦三尊像	明治34年8月2日
4	久留米市	国指定	重要文化財（彫刻）	木造善導大師坐像（三祖堂安置）	大正元年9月3日
5	久留米市	国指定	重要文化財（彫刻）	木造大紹正宗国師坐像（所在三祖堂）	大正元年9月3日
6※	久留米市	国指定	重要文化財（工芸）	短刀	昭和36年2月17日
7※	久留米市	国指定	重要文化財（工芸）	刀	昭和33年2月8日
8	久留米市	国指定	重要文化財（書跡・典籍）	紺紙金泥観音賢経	明治44年4月17日
9	久留米市	国指定	重要文化財（書跡・典籍）	紙本墨書平家物語（覚一本）	明治44年4月17日
10※	久留米市	国指定	無形文化財	久留米餅	昭和32年4月25日
11※	久留米市	国指定	重要無形民俗文化財	大善寺玉垂宮の鬼夜	平成6年12月13日
12	久留米市	国指定	史跡	日輪寺古墳	大正11年3月8日
13	久留米市	国指定	史跡	高良山神籠石	昭和28年11月14日
14	久留米市	国指定	史跡	筑後国府跡	平成8年3月26日
15	久留米市	国指定	史跡	高山彦九郎墓	昭和17年7月21日
16	久留米市	国指定	史跡	安国寺壘墓群	昭和55年11月26日
17	小郡市	国指定	重要文化財（考古資料）	福岡県小郡若山遺跡土坑出土品	平成10年10月16日
18	小郡市	国指定	史跡	小郡官衙遺跡群(小郡官衙遺跡, 上岩田遺跡)	昭和46年12月23日
19	筑紫野市	国指定	史跡	五郎山古墳	昭和24年7月13日
20	筑紫野市	国登録	有形文化財（建造物）	旧九州鉄道城山三連橋梁	平成9年5月29日
21	筑紫野市	国指定	史跡	阿志岐山城跡	平成23年9月21日
22※	朝倉市	国選定	重要伝統的建造物群保存地区	朝倉市秋月伝統的建造物群保存地区	平成10年4月17日
23	筑前町	国指定	重要文化財（考古資料）	福岡県峯遺跡十号壘棺出土品	昭和63年6月6日
24	筑前町	国指定	史跡	仙道古墳	昭和53年5月6日
25	筑前町	国指定	史跡	焼ノ峠古墳	昭和50年2月13日
26	大刀洗町	国指定	史跡	下高橋官衙遺跡	平成10年1月16日
27	筑前町	国登録	有形文化財（建造物）	多田家住宅主屋	平成25年3月29日
28※	久留米市	国指定	天然記念物	カササギ生息地	大正12年3月7日
29	久留米市	国指定	天然記念物	高良山のモウソウキンメイチク林	昭和49年11月25日
30	久留米市	国指定	天然記念物	水縄断層	平成9年7月28日
34	太宰府市 筑紫野市	国指定	史跡	宝満山	平成25年10月17日

※印は、無形文化財や個人所蔵のため位置を未記載としている。



図 1-5 圏域内の国指定等主な文化財位置図 (出典：福岡県文化財データベース他)



写真 1-29 ①【高良大社(本殿, 幣殿, 拝殿, 大鳥居)】  
国指定

高良大社は耳納山地より広がる高良山の中腹、筑後平野を見渡す場所に鎮座し、高良玉垂命、応神天皇・神功皇后・住吉大神を祀る。社伝によると、その創建は 400 年で、古くは「高良玉垂宮」(こうらたまたれぐう)と呼ばれ、筑後国の一の宮として人々の崇敬を集めてきた。

高良大社はその長い歴史のなかで幾度かの盛衰を繰り返すが、現在の社殿は、戦国時代の争乱による荒廃の後、久留米藩二代藩主有馬忠頼の遺言で、三代目の有馬頼利により寄進されたものである。本殿が 1660(万治 3)年に、幣殿(へいでん)・拝殿が 1661(寛文元)年に完成した。

社殿の様式は、本殿と拝殿の間に幣殿を設けた権現造で、軒周りや廻り縁などに唐様の影響をうけた和様を主とする折衷様式がみられる。天井は格天井とし、天井絵は狩野白信が 1755(宝暦 5)年に書いたものである。神社建築としては九州最大の大きさを誇り、また、建築年代が判明しているものとしても貴重である。複雑な屋根の形状と唐破風と千鳥破風の向拝は 300 余年の風雪に耐え、独特の安定感を醸し出している。

高良山麓の参道入り口にある大鳥居は二代藩主有馬忠頼が寄進したものである。柱間 4.5m、高さ 6.8m の石造明神鳥居で、額束には「玉垂宮」の表記がある。

また、高良山には「高良山のモウソウキンメイテウ林」「高良山神籠石」(ともに国指定)などがある。

出典:「ふくおか歴史彩発見 文化財ガイドブック」



写真 1-30 ②【善導寺】国指定

善導寺は、鎌倉時代に法然上人の高弟である聖光上人が開山した浄土宗の大本山で、草野永平の援助により建立された。本堂・大門・大庫裏・釜屋・広間・書院・役寮及び対面所・中蔵が国指定、経蔵が県指定されている。

大規模な本堂は 1786(天明 6)年に再建されたもので、江戸時代後期の特徴が彫刻などに表れている。入母屋造の本瓦葺であり、屋根の頂上には葵の紋が残っている。大庫裏は 1748(延享 5)年に再建された。庫裏とは主に僧が生活するための建物を指し、内部は広間や台所である釜屋、大法要の際に客の控室となる書院、接客やもてなしをする場である対面所などが設けられている。大門は四脚門で切妻造、本瓦葺の大棟に鯨(しゃちほこ)をもつ、旧態がよく残り、近世寺院建築を今に伝える建物として貴重である。

出典:「ふくおか歴史彩発見 文化財ガイドブック」



写真 1-31 ③【北野天満宮石造鳥居】県指定

北野天満宮は、1054(天喜 2)年に後冷泉天皇の勅願により創建されたと伝えられ、菅原道真が祭神として祭られている。その境内入口に建っているのが、1607(慶長 12)年建立の石造鳥居である。

この鳥居は、松浦半島から佐賀平野に多くみられる形で、「肥前鳥居」と呼ばれるものである。柱の根元が太く、上方が細くなること、また笠木の造りが貫(ぬき)に比べて、太く長いという特徴がある。笠木の長さは 5.35m、地上から笠木の頂上までは約 4m で、凝灰岩を削って造られている。

県内でも、この年代の石造の鳥居は数が少なく貴重なものである。

以前は現在の位置から 200m 参道を下った位置に建っていたが、昭和初期に現在の位置に移築された。

出典:「ふくおか歴史彩発見 文化財ガイドブック」



写真 1-32 ⑩ おごおりかながいせきぐん【小郡官衙遺跡群】国指定

小郡官衙遺跡群は、小郡官衙遺跡と上岩田遺跡からなる。小郡官衙遺跡は、7世紀中頃～8世紀後半にかけて4時期の変遷があるが、特に7世紀末～8世紀後半の建物配置・区画などは、官衙としての典型的な様相を示しており、全国的にも官衙遺跡のモデルとなるものである。

上岩田遺跡は、7世紀後半代には寺院の金堂の基壇と、官衙もしくは郡司の居宅と推定される建物群で構成されるが、679(天武 8)年の筑紫大地震で金堂は倒壊したと考えられる。その後寺院は移転され 9世紀前半代までは官衙的機能を呈しながら継続して営まれている。

小郡官衙と上岩田遺跡そして関連すると思われる大刀洗町の下高橋官衙遺跡を含め、古代の官衙機構を考える上で、貴重な遺跡である。

出典:「ふくおか歴史彩発見 文化財ガイドブック」



写真 1-33 ⑳ きゅうきゅうしゅうてつどうきやまさんれんきょうりょう【旧九州鉄道城山三連橋梁】国登録

この三連橋梁は、1889(明治22)年に竣工した九州で最も早い時期に造られた鉄道橋梁である。橋梁は長さ約24.5m、幅4.7m、高さ5mの堅固な赤煉瓦造の三連アーチ式で、ドイツ人技師ヘルマン・ルムシュッテルの指導で建設された。煉瓦の積み方はシンプルなイギリス積みで、当時日本に輸入された西洋文明の面影を今に伝えている。

橋梁の北側には仮塚峠があり、急勾配であるため重い貨車を引く機関車がしばしば上がりきれなくなり、かなり後退して勢いをつけて上がっていたという。1920(大正 9)年には鉄道の複線化に伴い仮塚峠を避けるルートに変更されたため、鉄道橋梁としては使用されなくなった。現在は市道の橋梁として人々に親しまれ、往時を偲ばせる姿を残している。

出典:「ふくおか歴史彩発見 文化財ガイドブック」



写真 1-34 ㉒ やまえしゆくにしかまゑぐちなら どべい【山家宿西構口並びに土塀】県指定

江戸時代、長崎から江戸に至る長崎街道の筑前福岡領内では、黒崎・木屋瀬・飯塚・内野・山家・原田に宿(しゆく)が置かれ、「筑前六宿」と呼ばれた。宿は大名の参勤交代や通行する役人の宿泊や休憩所などに利用され、その周辺は宿場町として賑わった。

この筑前六宿のひとつである山家宿は長崎街道・日田街道・薩摩街道が交差する交通の要衝であった。ここには今でも「構口」という宿場の出入り口を示す石垣と、土壁瓦葺きの土塀が残っている。長崎街道の宿場で、完全な形で構口が残っている場所は少なく、北九州市木屋瀬に石垣の一部が残るのみである。

また、山家には主要な宿に置かれた、役人の集会所である「山家宿郡屋跡(市指定)」が残っている。

出典:「ふくおか歴史彩発見 文化財ガイドブック」



写真 1-35 ㉔ (やきのとうげこふん) 【焼ノ峠古墳】国指定

朝倉平野の西部、標高 130.6m の城山の北側麓に築造された、古墳時代前期の前方後方墳である。この時期の前方後方墳は全国でも数が少なく、県内では数例を数えるのみで、この中で焼ノ峠古墳は最大の規模を誇る。

古墳は全長約 40m、前方部の幅 12.5m、後方部の幅 23～25m で、前方部を南に向け、墳丘の周囲には周溝を巡らせる。墳丘は前方部が一段、後方部は三段築成で、その大半が地山を削って整形しており、後方部に約 1m の盛土を有するのみである。主体部は未調査のため不明である。

また、周溝からは祭祀用と思われる底部に孔を穿った二重口縁壺や、小形丸底埴、手捏(てづく)ね土器等の古い土器が発見されている。

出典:「ふくおか歴史彩発見 文化財ガイドブック」



写真 1-36 ㉕ しもたかはしかがいせき 【下高橋官衙遺跡】国指定

筑後平野の北部にある奈良時代(8世紀)の郡衙跡である。郡衙では租税の徴収・運用などの政務や儀式などを行っていた。郡衙は全国に 600 ほどあったとされ、下高橋官衙遺跡は郡衙の全体像がわかる数少ない例である。遺跡は大きく2つの方形区画に分けられ、東側の馬屋元遺跡は、約 170m 四方の郡庁・曹司院と考えられる。また、西側の上野遺跡は、南北 170m 以上、東西 150m の長方形の範囲を大溝で囲んだ正倉院と考えられる。

古代、当地は筑後国御原郡の領域に属し、小都市の「小郡官衙遺跡(国指定)」が御原郡衙に比定されている。小郡官衙遺跡のⅢ期は、それまでの官衙遺構から様変わりし、軍事的要素がうかがわれ、この頃に郡衙機能が小郡官衙遺跡から下高橋官衙遺跡に移転したと推測される。

出典:「ふくおか歴史彩発見 文化財ガイドブック」



写真 1-37 ㉖ いまむらきょうかいどう 【今村教会堂】県指定

今地区にあるキリスト教会堂で、1913(大正 3)年 12 月、外国からの寄付と地元信者からの浄財および労働奉仕によって建設された。

建物外観は煉瓦造の棧瓦葺で、側廊と身廊の屋根の高さが異なる「重層構造」とし、正面には二つの八角塔を並べ、教会建築にふさわしい姿を見せている。側面の側廊部はアーチ窓と丸窓を組み合わせ、身廊部には板壁にステンドグラスをはめる。堂内には三層吹き抜けの空間が備えられ、リブ・ヴォールト天井(対角線の梁に支えられた放射状の天井)とともに垂直性の高い空間が演出されている。

この建物の設計施工は、長崎における教会建築の実績のあった鉄川与作が担当した。今村教会堂は、大工棟梁建築家である彼の代表作品の一つであり、北部九州の教会建築の中にあって頂点をなす諸要素を備えている。

出典:「ふくおか歴史彩発見 文化財ガイドブック」

### 1.1.6 土地利用

本圏域には、県南地区の中核都市である久留米市の中心街が位置するとともに、交通網が縦横に走り、福岡都市圏へ近いこともあって、昭和40年代以降、西鉄天神大牟田線及びJR鹿児島線沿いの小郡市及び筑紫野市においてはベッドタウンとしての住宅団地の開発が進むとともに、久留米市の発展及びテクノポリス指定等に伴う土地利用の高度化により、圏域の約30%が市街地及び住宅地が占めるに至っています。

筑後川より北側の地域においては、工場誘致を始めとする地域産業の多様化による農耕地の消滅がみられるものの、日本有数の穀倉地帯としての農耕地が圏域全体の約40%を占めています。また、圏域の約30%を占める山地は、植林地が主体ですが、一部は果樹園及びゴルフ場として利用されています。

このように、圏域内の土地利用は、人々の生活とつながりが深いものとなっていますが、自然林そのものも三郡山地及び耳納山地の一部にみられます。

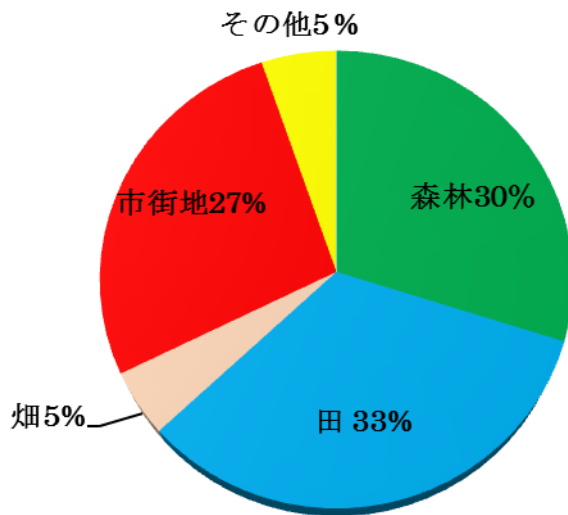


図1-6 筑後川中流都市圏域の土地利用割合

(出典:国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ、平成21年度作成)

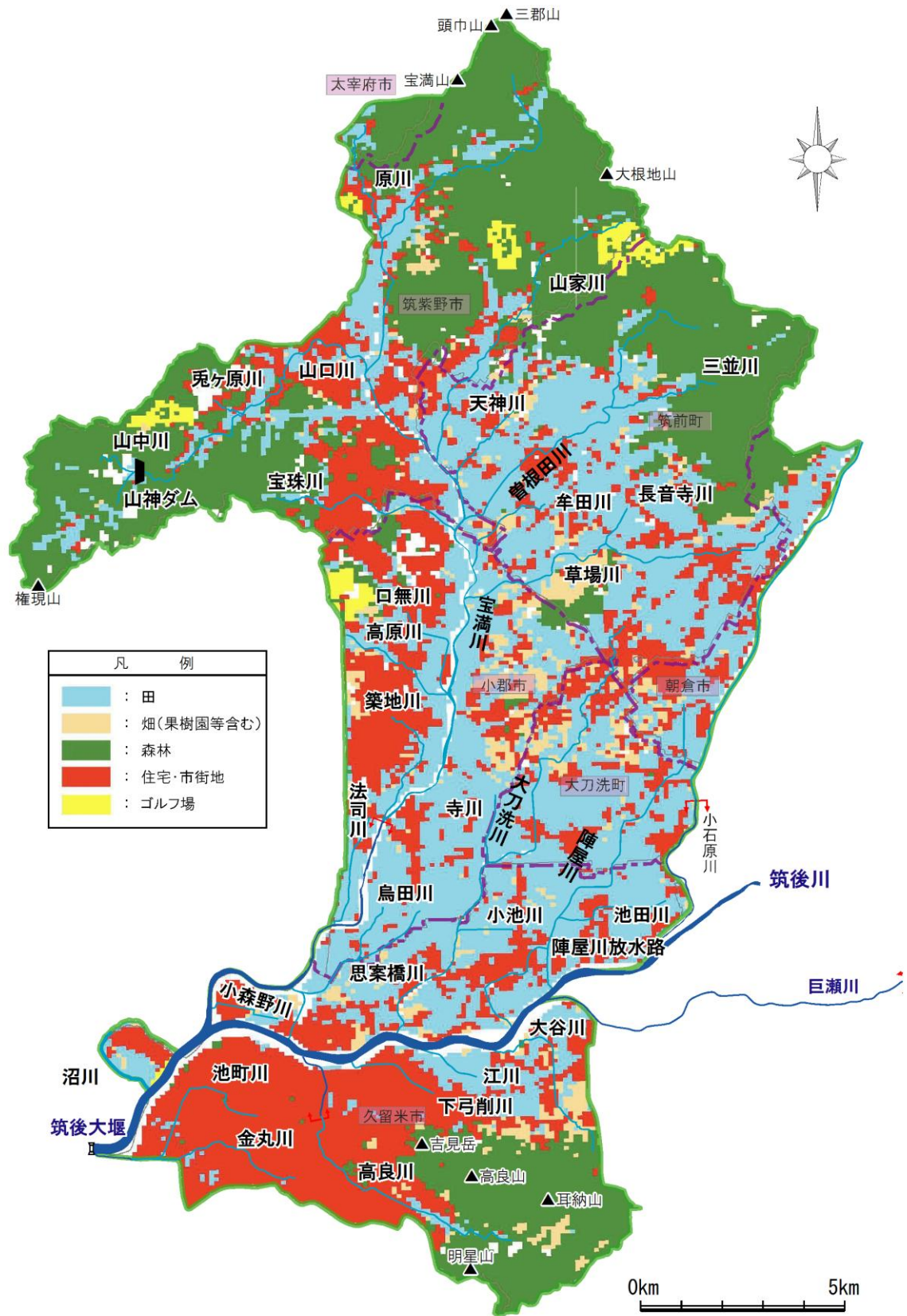


図 1-7 筑後川中流都市圏域の土地利用

(出典:国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ、平成 21 年度作成)

### 1.1.7 自然公園等の指定状況

本圏域には、自然公園に指定されている区域があります。

表 1-4 自然公園一覧表

【自然公園】

単位：ha

名 称	総 面 積	普 通 地 域	特 別 地 域
太宰府県立自然公園	16,568	14,912	1,656
筑後川県立自然公園	14,690	12,541	2,149



写真 1-38 太宰府県立自然公園  
(竈門神社より見上げる宝満山)



写真 1-39 筑後川県立自然公園  
(朝倉市大平山より筑後平野の向うに  
耳納山地を望む)



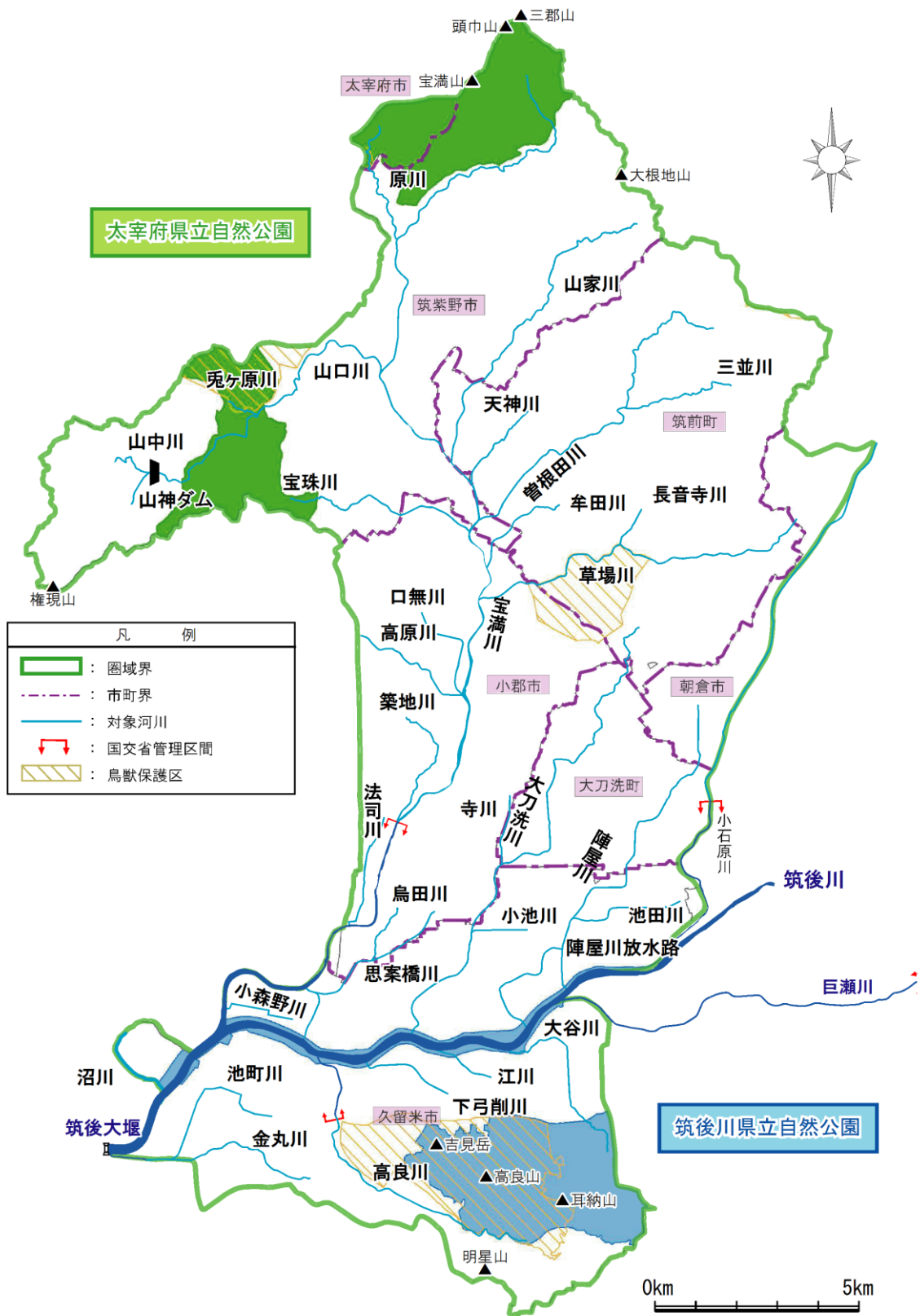


図 1-8 筑後川中流都市圏域の自然公園・鳥獣保護区

(出典:国土数値情報 自然公園(平成 23 年度作成),鳥獣保護区データ(平成 21 年度作成))

### 1.1.8 人口・産業経済・交通

#### (1) 人口

本圏域内を構成する市町の人口は平成25年9月末時点で約64万人です。高度経済成長に伴い産業や交通網が発達し、本圏域内では久留米市や小郡市並びに筑紫野市において都市化およびベッドタウン化が進んだことで、人口は急激に増加しました。近年も増加傾向にあるものの、緩やかな増加となっています。

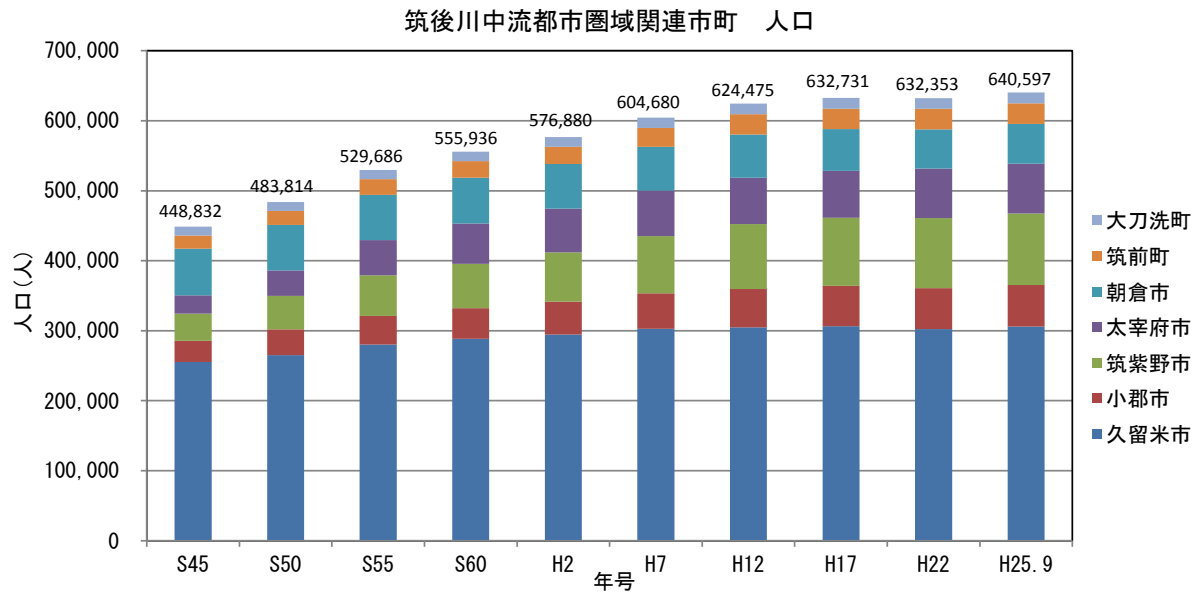


図 1-9 筑後川中流都市圏域関連市町の人口推移

(出典：平成22年度以前は国勢調査, H25.9時点は各市町のホームページより)

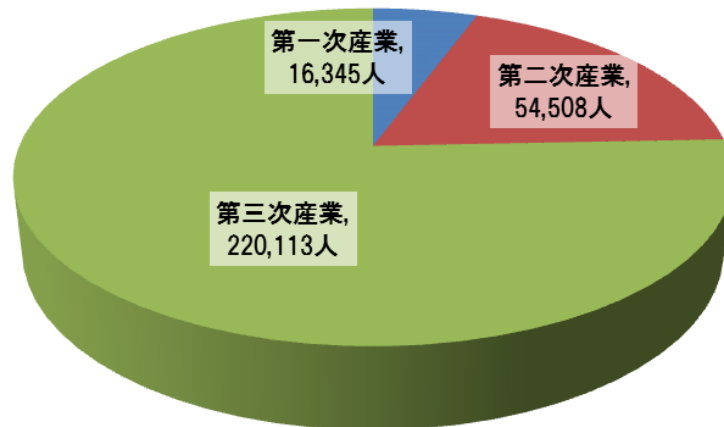
## (2) 産業経済

産業別人口をみると、サービス業等の第3次産業就業者が22.0万人（就業者全体の75%）と最も多く、次いで製造業等の第2次産業が5.5万人（同19%）、農林業等の第1次産業が1.6万人（同6%）となっています。（出典「平成22年度 国勢調査」より）

第1次産業は古くから稲作を中心とした農畜産業が盛んであり、現在生産高は米が最も多く、次に久留米市や小郡市などの平野部を利用して栽培されているいちごとなっており、それ以外にもトマトやほうれん草などの野菜生産が広く行われています。畜産業は丘陵部を利用した養鶏・牧畜が行われており、生乳の生産が盛んに行われています。また、久留米市や小郡市では、丘陵地を利用して庭園樹などの苗木が栽培されているなど、市町ごとに自然条件を活かした特色ある品目が生産されています。しかし、近年は都市化の進展に伴って第3次産業就業者の割合が増え、第1次産業人口はやや減少しています。

第2次産業は都市部やその周辺地域の交通網の発達した地域で発展しており、タイヤ等のゴム製品及び繊維製品は、古くより久留米市を中心として盛んで、関連企業とともに工業の基幹となってきました。また、近年は高速道路等の整備により輸送ルートが確立されたことから、大手食品飲料メーカーの工場進出もあり、今後も様々な産業の進出が雇用等の面で期待されています。

第3次産業は久留米市や筑紫野市など都市部を中心にその就業人口は増えており、同じく交通網の整備により近隣市町村も含め様々な業種が増えています。



【第一次産業】農業、林業、漁業  
【第二次産業】鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業  
【第三次産業】電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業、公務、他

図 1-10 筑後川中流都市圏域関連市町の産業別就業者数（出典：H22 年度国勢調査）

(3) 交通

圏域の交通網は、主要道路として九州縦貫自動車道と大分・長崎自動車道（九州横断自動車道）の二つの高速道路や国道3号・国道500号ほか7つの国道が通り、鉄道はJR鹿児島本線・筑豊本線・久大線や西日本鉄道、甘木鉄道が通っており、九州を縦横に結ぶ交通の要衝となっています。



図 1-11 筑後川中流都市圏域 交通網図

## 1. 2 治水と利水の歴史

### 1. 2. 1 治水の歴史

本圏域内の平野部は、洪積台地と筑後川及びその支流の氾濫原であり、水利に乏しい開かれた土地の大部分は畑である上に、河川は洪水の度に氾濫と流路の変化を繰り返していました。このため古来から、居住地及び田畑を如何にして水害から守り、かんがい用水を如何にして確保するかが、治水利水上の課題でした。

近世の藩政時代に入ると、土木技術の発展と安定社会の実現により、城下町及び田畑を水害から守るために、安武堤防<sup>やすたけでいぼう</sup>（寛永年間、1624～1644）、小森野の新土居<sup>しんどい</sup>（享保 8 年、1723）、蜷川<sup>にながわ</sup>の新川開削（元禄元年、1688）、大石の松土居<sup>まつどい</sup>（寛永 3 年、1706）、鯰久保<sup>なますくぼ</sup>の新川開削（享保 10 年、1725）、瀬の下新川開削（承応年間、1652～1659）、下弓削の新川開削（嘉永 7 年、1854）等の大規模な築堤及びショートカット工事が圏域内の筑後川本川で実施されてきました。

### 1. 2. 2 利水の歴史

当圏域は水利に恵まれなかったことから、井手（堰）、堤（溜池）が多数改造・新設され、古田へのかんがい用水補給と新田開発が進められました。その中でも、宝満川にて正保 4 年（1647）に築造した稲吉堰（写真 1-40）は圏域最初の本格的な石井手（石造りの堰）で、その後、筑後川本流の床島堰渠<sup>えんきよ</sup>（正徳 4 年、1714）、小石原川の荒川井手（写真 1-41）（文政 6 年、1823）築造という難工事が完成し、圏域内の生活基盤の安定につながりました。この床島堰の報謝と五穀豊穰を記念し大刀洗町に大堰神社（写真 1-42）が祀られています。また、藩政時代においては、溜池の改築・新設も盛んで、それにまつわる石碑等も保存されています。一方、大規模な利水事業により農村は大きく発達しましたが、水配分上の村間の争い等が生じたのも事実であり、細かな水利用上の規約を定めて運用され、それが現在の慣行水利権につながっています。



写真 1-40 稲吉堰（小郡市）



写真 1-41 荒川井手石碑  
（朝倉市）



写真 1-42 大堰神社  
（三井郡大刀洗町）

## 第2章 河川の現状と課題

### 2.1 治水の現状と課題

本圏域内河川の本格的な改修は、昭和26年の宝満川の中小河川改修（広域基幹河川改修）に始まり、昭和35年大刀洗川（局部改修）、昭和50年金丸川小規模河川改修（広域一般河川改修）と着手しています。また、宝満川支川山口川においては洪水調節と水道用水及び不特定用水の確保を目的とする山神ダムが昭和54年に完成しています。

また、平成16年8月に甚大な浸水被害に見舞われた池町川（写真2-1）では、平成19年度から平成23年度の5ヶ年で床上浸水対策特別緊急事業（図2-1及び図2-2）を実施しました。

本圏域では、昭和28年6月、昭和38年6月と大規模な洪水被害が発生しました。平成以降においても大刀洗川、金丸川、宝満川、曾根田川、池町川、山口川、陣屋川などにおいて、家屋浸水が発生しました。

本圏域内河川においては従来、洪水に対する被害軽減対策を実施してきましたが、近年においても洪水被害が生じる河川があり、被害を解消するには至っていないのが現状で、今後とも治水施設の整備水準を上げる必要があります。また、近年の異常な集中豪雨が頻発する気象状況や、都市化の進行による貯留・浸透機能の低下等により、想定を上回る洪水（超過洪水）が発生する可能性も高く、十分な安全性を確保するにはかなりの時間を要することが予想されます。このため、流域による流出抑制対策や、洪水氾濫が発生した場合でも、地域住民が安全かつ迅速に避難できるような的確な情報網の整備と避難誘導體制の確立が必要であり、河川管理者、関係機関による防災対策と地域住民の危機管理意識の向上も図りながら、総合的な治水対策が求められます。

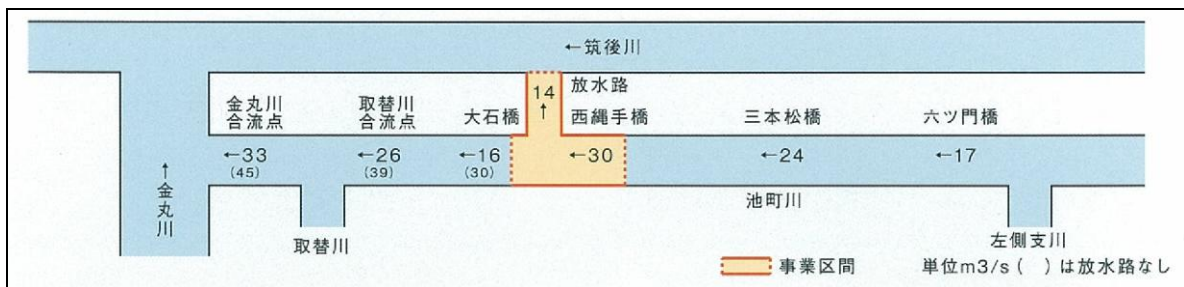


図2-1 池町川床上浸水対策特別緊急事業 流量配分図

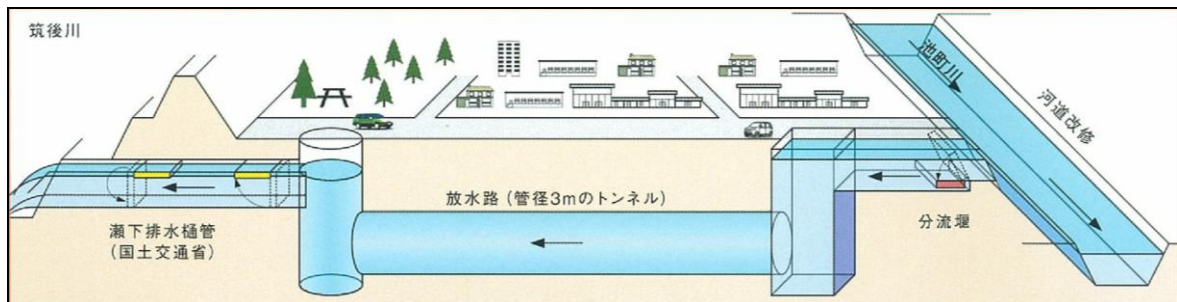


図2-2 池町川床上浸水対策特別緊急事業 池町川放水路

表 2-1 近年の主要な洪水とその被害（平成元年～平成 23 年）

洪水年月日	洪水要因	(上段)：1時間最大雨量, mm 下段：日最大雨量, mm		被害状況		
		久留米(気)	原田(国)	河川名	浸水面積 (ha)	一般資産被害額 (百万円)
H2. 7. 2	豪雨 (梅雨)	(49) 243	(30) 110	大谷川	20.0	1.8
				江川	80.0	7.0
				大刀洗川	242.2	137.5
				高良川	15.1	3.2
				金丸川	11.2	1.3
				池町川	0.9	12.1
				沼川	20.1	2.5
H5. 8. 19	豪雨 (低気圧)	(58) 128	(47) 203	池町川	0.05	1.0
H7. 7. 2	豪雨 (梅雨)	(47) 194	(68) 277	陣屋川	1.6	2.3
				池町川	417.6	1.9
H11. 6. 22～7. 4	豪雨 (梅雨)	(72) 114	(44) 99	金丸川	0.5	42.8
				池町川	2.1	195.6
				沼川	0.1	1.1
H13. 7. 5～21	豪雨 (梅雨)	(42) 143	(37) 162	金丸川	0.4	16.9
				池町川	1.1	16.9
				高良川	0.03	1.4
H14. 9. 16～17	豪雨	(66) 129	(54) 125	金丸川	0.4	8.3
				池町川	2.9	67.9
H15. 7. 17～22	豪雨 (梅雨)	(18) 37	(40) 74	宝満川	0.2	20.7
H16. 8. 2	豪雨	(35) 48	(3) 7	池町川	21.6	279.5
H22. 7. 8～17	豪雨 (梅雨)	(59) 127	(58) 189	池町川	0.5	183.2

※被害状況の出典：水害統計(指定区間の被害を集計)



写真 2-1 池町川浸水状況(H16.8.2)  
(国道 264 号の西白山橋から縄手町交差点方向を望む)



写真 2-1 山口川浸水状況(H21.7.24～27)  
(水害統計には記載されていなかったが、上流山口川でも浸水が発生)

## 2.2 河川利用の現状と課題

### 2.2.1 水利用

本圏域は、縄文時代から人々の居住地として利用されており、地域の丘陵地には多くの居住地跡や古墳が存在し、筑後川やその支流がもたらした肥沃な土地と苦勞して手に入れたかんがい用水による稲作農業が営まれており、水との関わりの深い地域です。また、圏域内では、昭和40年代から国営土地改良事業や県営ほ場整備事業等により大規模な用排水路整備がされ、豊かな穀倉地帯となっています。

圏域内の水利用については、古くから利用されてきたかんがい用水に加え、現在では水道用水、工業用水としても利用されています。渇水時には、他圏域を含む渇水調整により水不足に対応しています。今後とも、限られた水資源を有効的に活用していくことが必要です。

表 2-2 圏域の許可水利権

区分	河川名	水利使用者	取水量 (m <sup>3</sup> /s)	許可年月日
上水道用水	宝満川	鳥栖市 (鳥栖市水道)	0.469	S47.7.4
	山口川	山神水道企業団 (山神水道)	0.290	S52.7.29
工業用水	宝満川	佐賀県 (佐賀県東部工業用水道)	1.250	S39.6.19

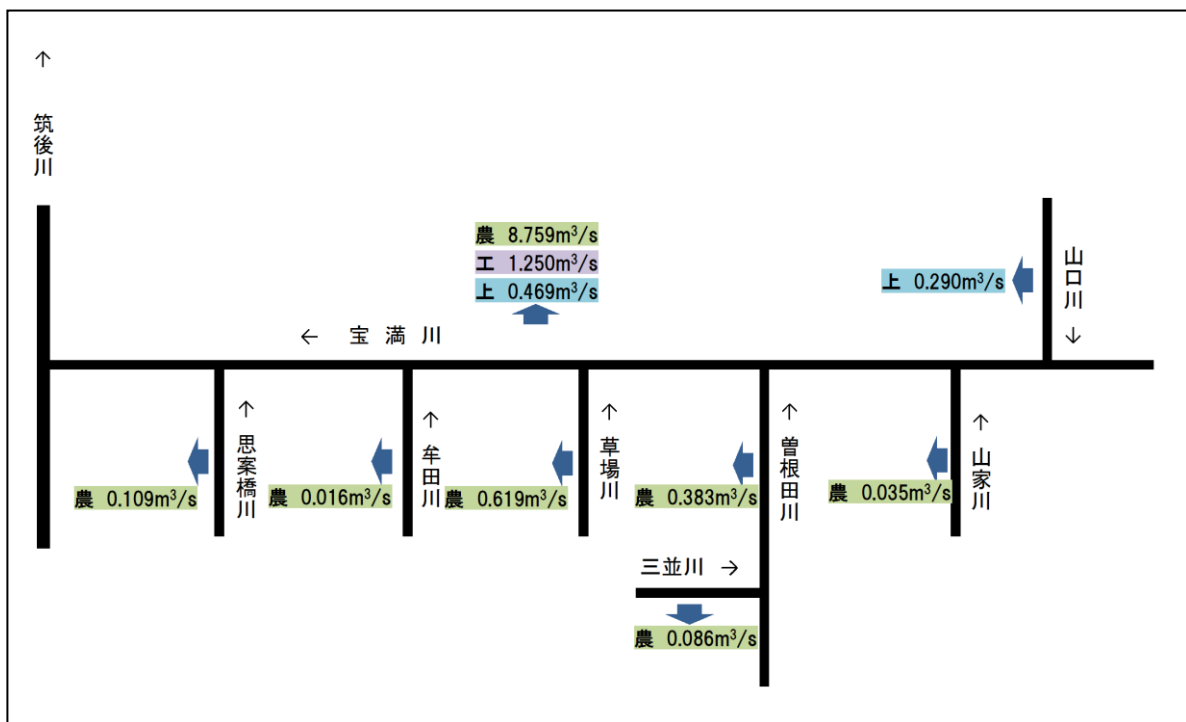


図 2-3 水利用状況図 (宝満川)



### 2.2.2 河川利用

河川空間利用については、高良川、陣屋川、曾根田川をはじめ、いくつかの河川に親水公園等が整備され、地域住民の憩いの場となっているほか、釣り場としても利用され、小郡市では、天の川橋周辺の七夕祭りやふれあい橋付近の花火大会が開催されています。また、陣屋川のほとりには「夢のコスモス街道」が整備され、秋のコスモス、春の桜が人々を魅了し、地元及び他県より大勢の見物客で賑わっています。

また、住民、地元小学校、河川管理者などの連携により、河川愛護活動が活発に行われ、沿川の小学校では河川を対象とした環境学習も行われています。

以上のように、圏域の河川は、人々の生活に密着して様々な方法にて利用されていますが、洪水対策やほ場整備の進展に伴って、昔ながらの河川の姿は変化しつつあり、年輩者の方などからは、子供が遊べるような親水性の高い川にして欲しいとの要望も多くあります。今後とも、人々に潤いと安らぎを与えつつ、親しめる川としての川づくりを進めていく必要があります。

1	竜岩自然の家	17	桜づつみ公園
2	筑紫野市総合公園	18	大堰神社
3	山神ダム展望公園	19	大堰公園
4	散策路	20	コスモスパーク北野
5	曾根田親水公園	21	リバーサイドパーク
6	安の里公園	22	正源氏公園
7	彼岸土井古戦場	23	久留米百年公園
8	歴史の里公園	24	河川情報館「くるめウス」
9	緑とスポーツのふれあい広場	25	リバーサイドパーク
10	草場川の桜並木	26	東町公園
11	小郡運動公園	27	くるめまつり水の祭典
12	稲吉堰	28	三本松公園
13	夏まつり花火大会	29	久留米水天宮
14	七夕祭り	30	リバーサイドパーク
15	河川敷の菜の花	31	寺山公園
16	大刀洗公園		

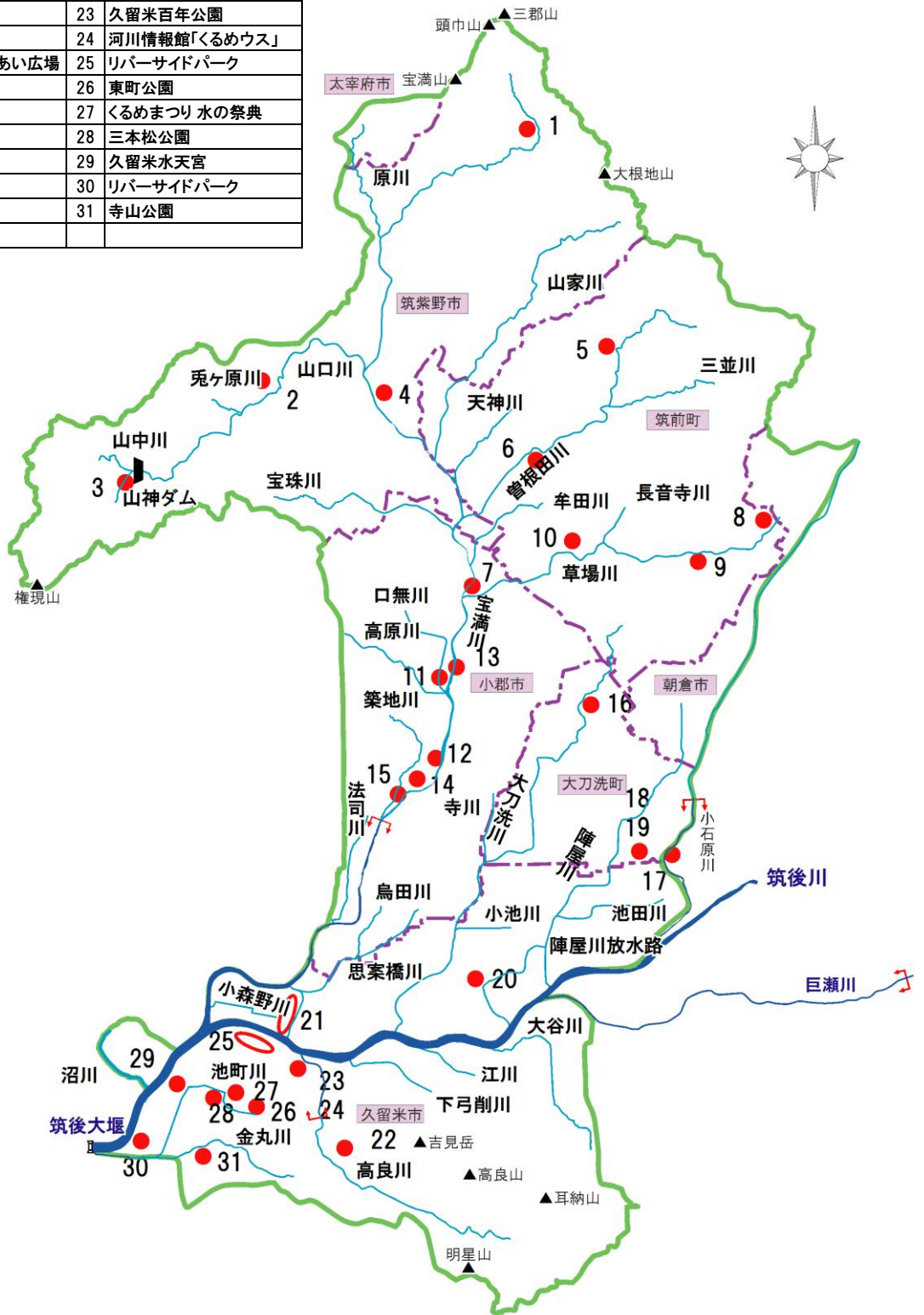


図 2-4 水辺利用の状況

## 2.3 河川環境の現状と課題

### 2.3.1 自然環境

圏域の植生についてみると河川上流の山間部には、スギ・ヒノキの植林地が広がり、中・下流域には落葉果樹園や水田が広がり、河川沿いにヤナギ林や竹林等の樹林が点在するほか、川辺から堤防にかけてはツルヨシ、オギ等が、水中にはオオカナダモ等がみられます。これらの環境に応じ、圏域内には、ギンブナ、オイカワ、カワムツ、ドンコ、イトモロコ、ヨシノボリ類、タナゴ類等の多くの魚類をはじめ、カワセミ、セキレイ、カササギ、カイツブリ、ダイサギ等の鳥類などが生息しています。また、宝満川源流部にある「三郡・宝満山の自然林」及び「竈門神社のスダジイ林」、耳納山地にある「高良山のシイ（コジイ）林」が学術的に貴重な植物群落として環境省特定植物群落に選定されており、平成5年から平成21年までに実施した河川域内の環境調査では、表2-5に示すような絶滅の恐れがある野生動植物を確認しています。

本圏域の河川環境は、山地流域では豊かな自然環境が保たれていますが、中下流は元々水田地帯が殆どであるため、農業用水路や河川の整備に伴って、かつて普通に見られたメダカ南日本集団やドジョウ等の魚類が少なくなっており、河川環境保全に対する要望も強いものがあります。

このように、中流都市圏域では多様な生物の生息・生育の場となっている瀬や淵、水際部などの河川環境を保全していく必要があります。

また、外来種としてブルーギルやスクミリンゴガイ等が確認されており、在来生物の保全のため、外来生物への対応に努める必要があります。

表 2-3 圏域内で確認された主な外来生物

分類	科名	種名	外来生物法	河川名
魚類	カダヤシ科	カダヤシ	特定	池町川
	サンフィッシュ科	ブルーギル	特定	大刀洗川、宝満川
		ブラックバス	特定	宝満川
貝類	リンゴガイ科	スクミリンゴガイ	要注意	大刀洗川、池町川、宝満川、山口川、曾根田川
植物	キク科	セイタカアワダチソウ	要注意	大刀洗川、池町川、宝満川、山口川、曾根田川
		オオブタクサ		

表 2-4 圏域内で確認された移入種

分類	科名	種名	河川名
魚類	コイ科	ハス	大刀洗川、池町川
		タモロコ	筑後川本川
	ギギ科	ギギ	筑後川本川

表 2-5 絶滅の恐れのある野生動植物（H5~H21 福岡県調査の確認種及び有識者聞き取り）

	種名	重要種カテゴリー		金丸川	宝満川	山口川	曾根田川	大刀洗川	陣屋川
		1	2						
魚類	スナヤツメ南方種	VU	EN				○		
	ニホンウナギ	EN	NT					○	
	ヤリタナゴ	NT	NT					○	○
	アブラボテ	NT	—					○	
	カネヒラ	—	NT		○			○	○
	ニッポンバラタナゴ	CR	VU		○			○	○
	カゼトゲタナゴ	EN	VU		○	○		○	○
	カワヒガイ	NT	—					○	
	ツチフキ	EN	—		○		○	○	
	ヤマトシマドジョウ	VU	—		○				
	アリアケスジシマドジョウ※1	EN	EN		○			○	○
	アリアケギバチ	VU	NT					○	
	メダカ南日本集団	VU	NT	○	○			○	○
オヤニラミ	EN	NT		○					
貝類	マルタニシ	VU	—		○				
	モノアラガイ	NT	—		○	○	○		○
鳥類	チュウサギ	NT	NT		○				○
	ハイタカ	NT	—		○	○			
	カササギ	—	—	○	○	○		○	○
	イカルチドリ	—	VU		○				○
両生類	トノサマガエル	NT	EN				○		
爬虫類	ニホンスッポン	DD	NT		○				
昆虫類	コムラサキ	—	VU		○			○	
	ウラナミジャノメ本土亜種	VU	VU		○				
哺乳類	カヤネズミ	—	VU	※久留米市、宝満川					
	ハタネズミ	—	NT	※久留米市、宝満山					
植物群落	ヨシ群落		カテゴリーⅢ	○	○	○	○	○	○
	オギ群落		カテゴリーⅡ	○	○		○	○	○

■重要種の選定基準及びカテゴリー

1：環境省第4次レッドリスト：H24～H25公表（絶滅：EX、野生絶滅：EW、絶滅危惧I類：CR+EN、絶滅危惧II類：CR、絶滅危惧III類：EN、絶滅危惧IV類：VU、準絶滅危惧：NT、情報不足：DD、絶滅のおそれのある地域個体群：LP）

2：福岡県レッドデータブック2001及び福岡県レッドデータブック2011（絶滅：EX、野生絶滅：EW、絶滅危惧I類：CR+EN、絶滅危惧II類：CR、絶滅危惧III類：EN、絶滅危惧IV類：VU、絶滅危惧：CR～VU、準絶滅危惧：NT、情報不足：DD、天然不明：UK、保全対策依存：CD、絶滅のおそれのある地域個体群：LP）

※1 スジシマドジョウ小型種点小型として知られていたもののうち、九州産はアリアケスジシマドジョウとして新種記載された。

注2）河川工事を実施する予定の河川（陣屋川、大刀洗川、金丸川、宝満川、山口川、曾根田川）における調査。

### 2.3.2 水質

水環境についてみると、水質汚濁に係わる環境基準の現時点における類型指定状況は、金丸川の全域がC類型（BOD 5mg/L以下）、宝満川の下流部、大刀洗川がB類型（BOD 3mg/L以下）、宝満川の上流部、高良川がA類型（BOD 2mg/L以下）に指定されているが、その他の河川については環境基準の類型指定はなされていません。圏域の水質の現況については、宝満川の下野、大刀洗川及び高良川においては、安定的にBOD 75%値が環境基準を達成しており、良好な水質が維持されています。宝満川の岩本橋においては、平成22年度に環境基準を上回っているものの、概ね環境基準を満足しています。また、金丸川では平成20年度以降環境基準を達成してきましたが、平成24年度には環境基準を上回っております。

今後も、下水道事業等の生活排水対策の推進や地域住民及び関係機関と連携し、水質の改善に努めるとともに、良好な水質を維持する必要があります。

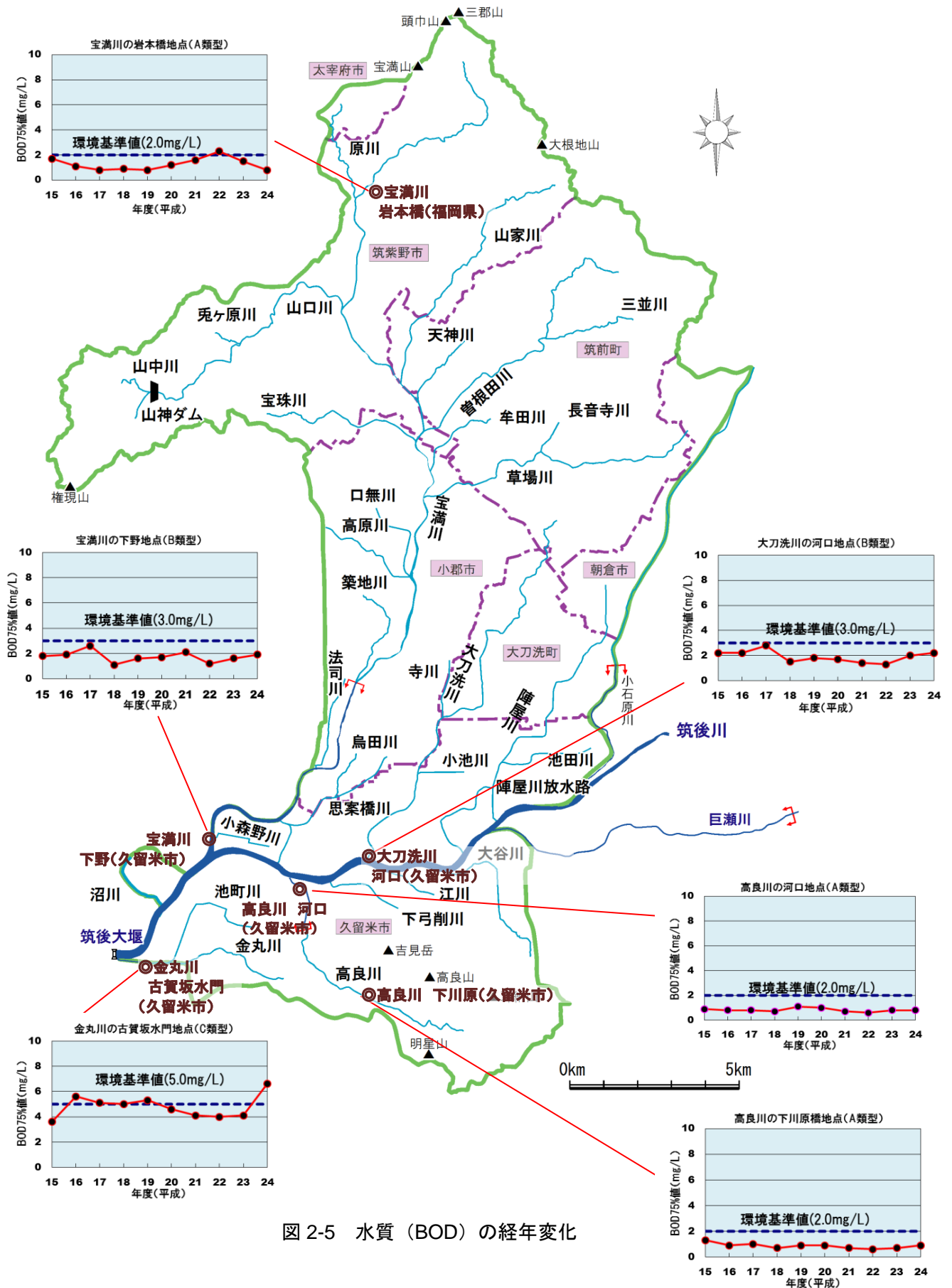


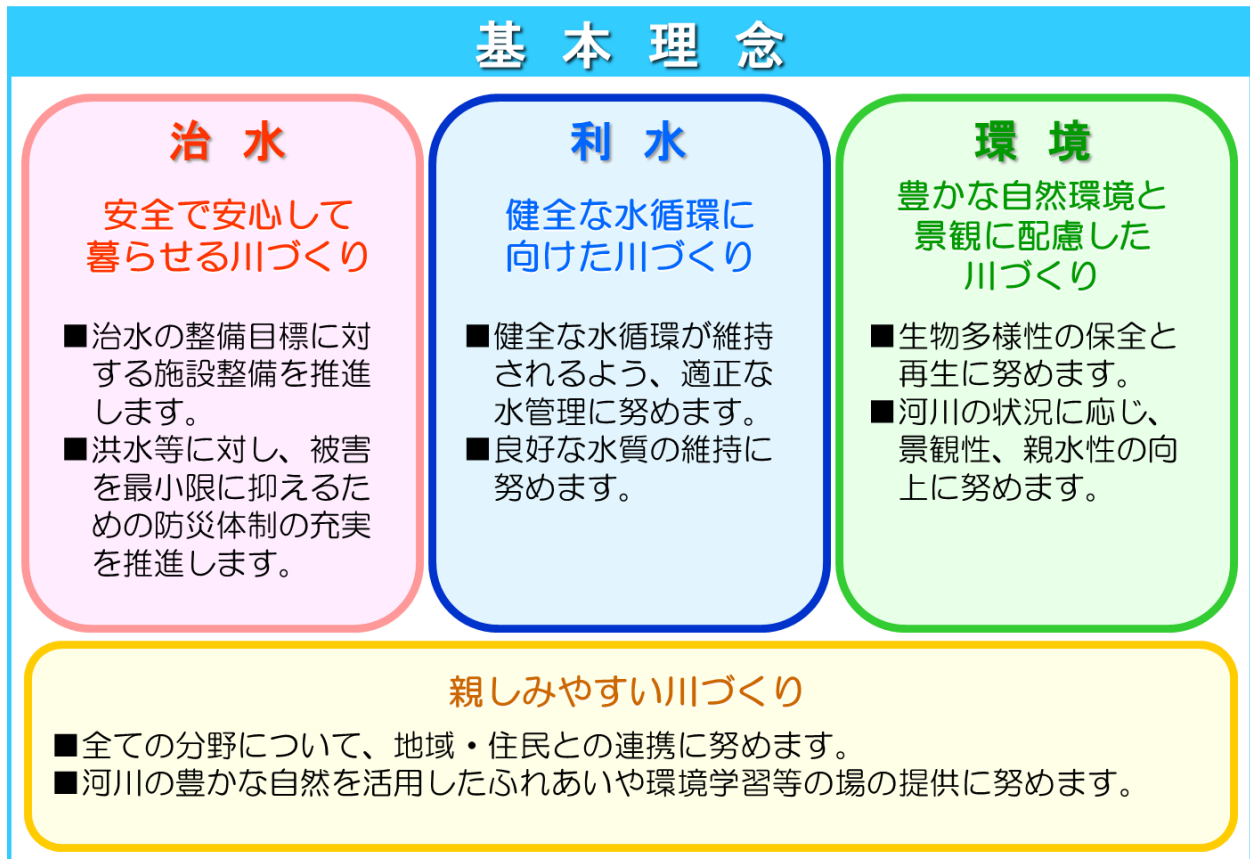
図 2-5 水質 (BOD) の経年変化

### 第3章 河川整備の目標に関する事項

#### 3.1 河川整備計画における基本理念

本圏域における河川整備計画の基本理念は、「治水」、「利水」、「環境」のバランスをとって、圏域の特徴に合わせた親しみやすい川づくりを行っていきます。また、川づくりを行うに当たり、総合的な維持管理についても実施してまいります。

以下に、基本理念を具体化するための目標について記載します。



### 3.2 河川整備計画の対象河川及び区間の設定

河川整備計画の対象となる河川は、中流都市圏域において福岡県が管理するすべての区間とします。

本計画は、現時点の流域の社会状況・自然状況・河道状況に基づき策定されたものであり、策定後のこれらの状況の変化や新たな知見・技術の進歩などの変化により、適宜見直しを行います。

### 3.3 河川整備計画の対象期間

本整備計画は、当面の整備期間となる今後概ね30年間を目標とします。

### 3.4 洪水等による災害の発生防止又は軽減、河川の維持に関する目標

#### 3.4.1 洪水対策

中流都市圏域では、近年の洪水被害の状況や頻度、万一氾濫した場合の被害の範囲や甚大さ、流域内の人口や資産の状況等から求められる治水安全度等を総合的に十分考え合わせ、緊急度の高い河川を対象として、河川改修を進めていくことを基本とします。それらを考慮し、金丸川、宝満川、曾根田川、山口川、大刀洗川、陣屋川の6河川を整備対象河川とします。

整備目標としては、金丸川においては昭和48年7月規模程度、宝満川においては昭和38年6月規模程度、曾根田川においては平成3年6月規模程度、山口川においては平成21年7月規模程度、大刀洗川においては平成13年7月規模程度、陣屋川においては平成24年7月規模程度の雨が降った場合の洪水を安全に流下させることを目標とします。

なお、本河川整備計画に記載がない災害復旧や局部改良については、適切に実施してまいります。

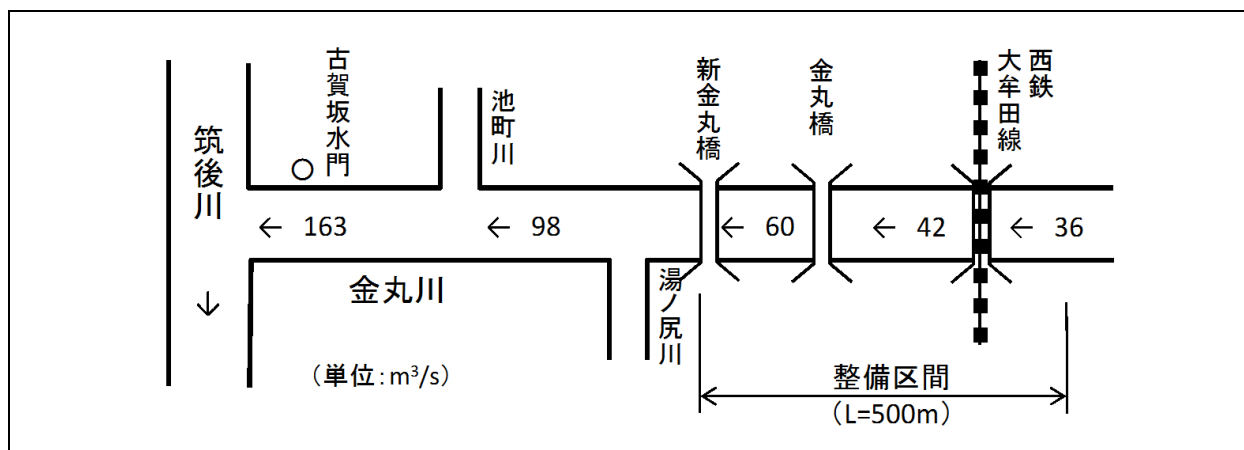


図3-1 金丸川 整備目標流量配分図



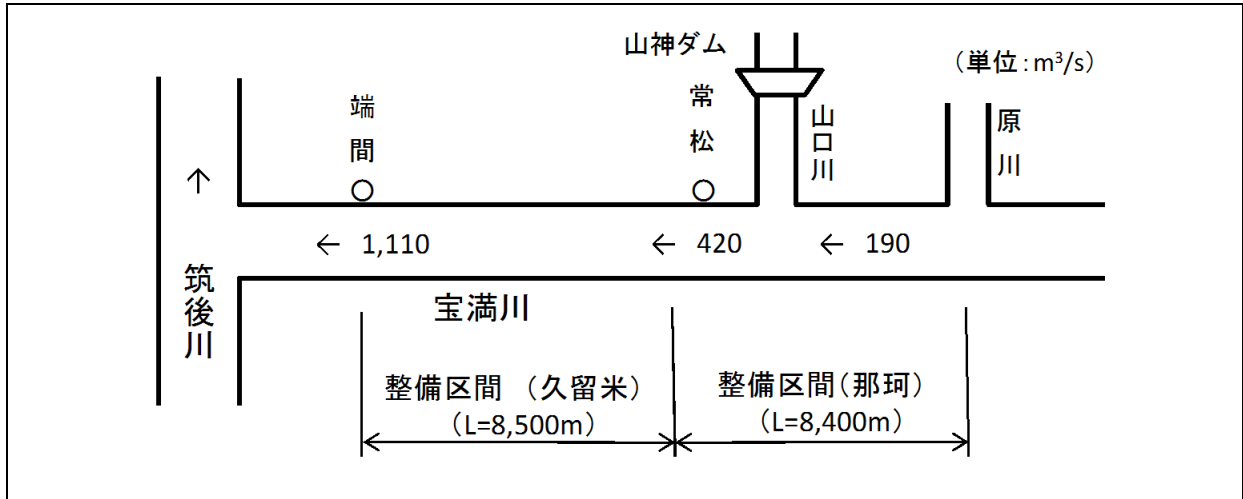


図 3-2 宝満川 整備目標流量配分図

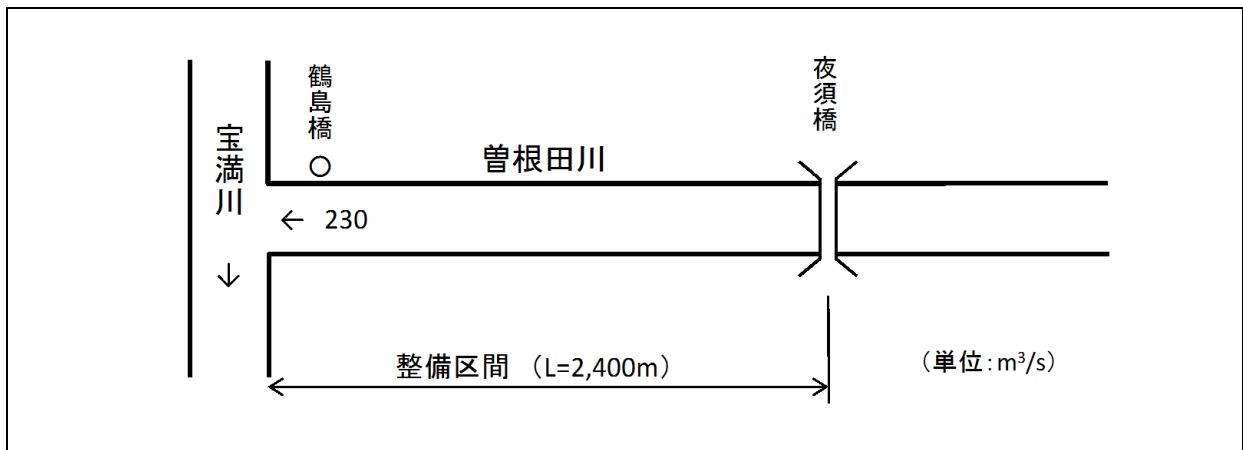


図 3-3 曽根田川 整備目標流量配分図

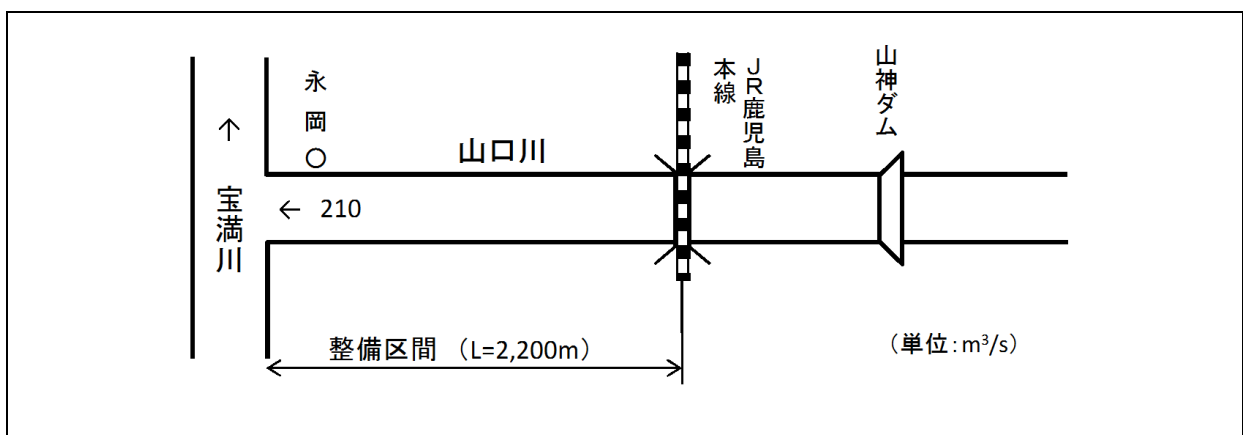


図 3-4 山口川 整備目標流量配分図

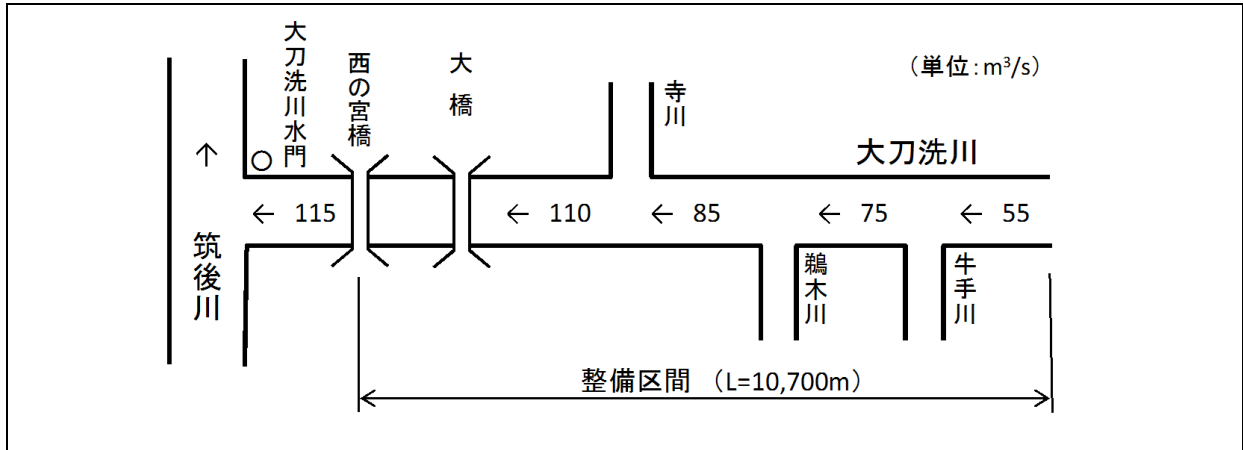


図 3-5 大刀洗川 整備目標流量配分図

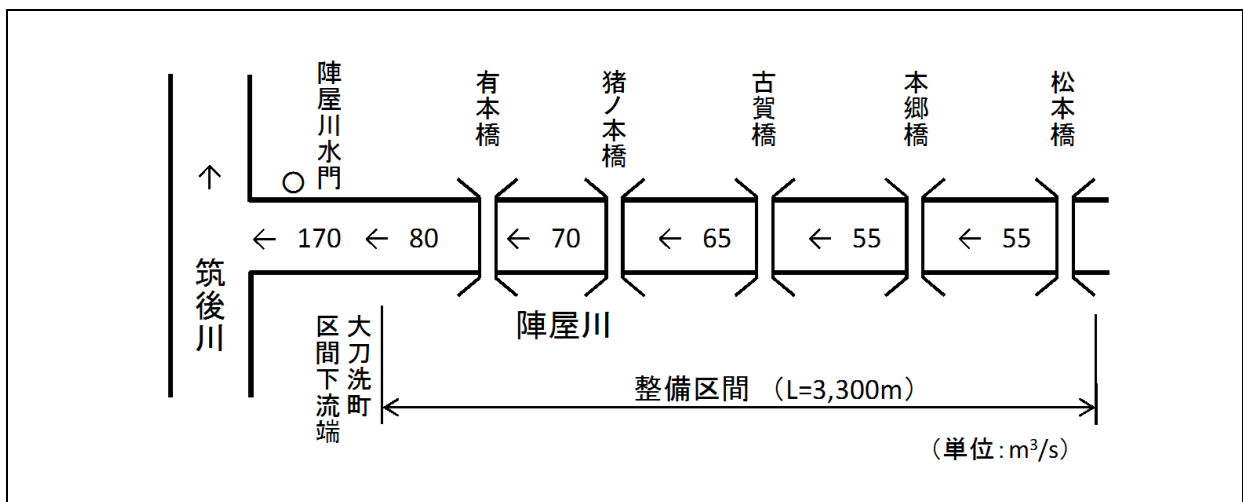


図 3-6 陣屋川 整備目標流量配分図

### 3. 4. 2 堤防の安全性

堤防の浸透などに対する安全性については、洪水における浸透や浸食などに対し、所定の安全性を確保することを目指します。

### 3. 4. 3 内水対策

内水対策については、内水被害が発生しやすい地区を対象に、関係機関と連携・調整を図り検討を行い、内水被害の軽減や拡大防止を目指します。

### 3. 4. 4 河川の維持

河川の維持については、堤防・護岸・樋管等の河川管理施設や河道の土砂堆積、河床低下、河岸洗掘、河道内樹木などを対象に、洪水による災害の防止または被害軽減の機能が発揮できるよう、適切な河川管理を目指します。

### 3.5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の整備と保全に関する目標

#### 3.5.1 水利用

河川の適正な利用に関しては、上水道用水、工業用水の補給、農業用水の供給等、河川への依存度が高い状況に鑑み、今後とも流水の適正化や合理化が図られるよう努めます。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、各河川の流況ならびに動植物の生息・生育及び利水の現況等、今後調査検討の上決定します。

水質については、下水道事業者等と連携し、水質の改善に努めると共に、良好な水質の維持を目指します。

河川空間の利用については、川が人間にとってもっとも身近な自然の場であることを念頭に、周辺環境に十分配慮し、自然に触れ親しむことのできる河川空間の形成を目指します。

#### 3.5.2 河川環境

圏域の河川環境は、筑後川を挟んで左右岸で区分され、左岸側は久留米市街地を中心とした都市型となっており、右岸側は田園地域の河川環境となっており、この各環境特性に応じて、魚類、鳥類、昆虫類等、多くの生物が生息しています。

このような自然環境の状況及び河川利用の状況を踏まえ、治水・利水面に配慮しつつ、「福岡県生物多様性戦略」に基づき、圏域における「生物多様性の質の向上」「河川環境の保全と再生」を目指します。

具体的には、河川毎の特性と整備内容を踏まえて、周辺の生物の生息環境に配慮した工法の採用、支川と本川との連続性の確保等、工事に伴う影響を極力減らします。また、周辺に広がる山地や田園風景等との調和のとれた景観形成と維持を図るとともに、自然素材を利用した護岸等の整備に努めます。

第4章 河川の整備の実施に関する事項

河川整備計画の目標を実現させるために、当面の整備を図る河川について、具体的方策を定めるものとします。

4.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

4.1.1 河川工事の目的・種類

(1) 金丸川

金丸川については、古賀坂水門地点の目標流量 163m<sup>3</sup>/s を安全に流下させるために、新金丸橋から県管理上流端までの延長 L=0.5km 区間で、河道の拡幅、護岸整備、河床の掘削、橋梁架替えを行います。

河川工事にあたっては、動植物の生息・生育状況に配慮した整備を実施します。また、河川工事に際して特定外来種が確認された場合には、適切な処置を施すこととします。

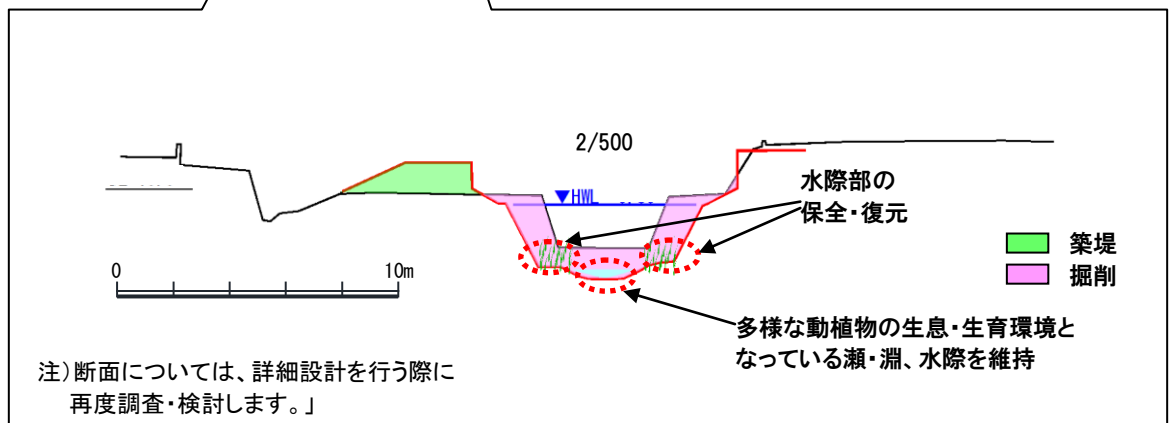
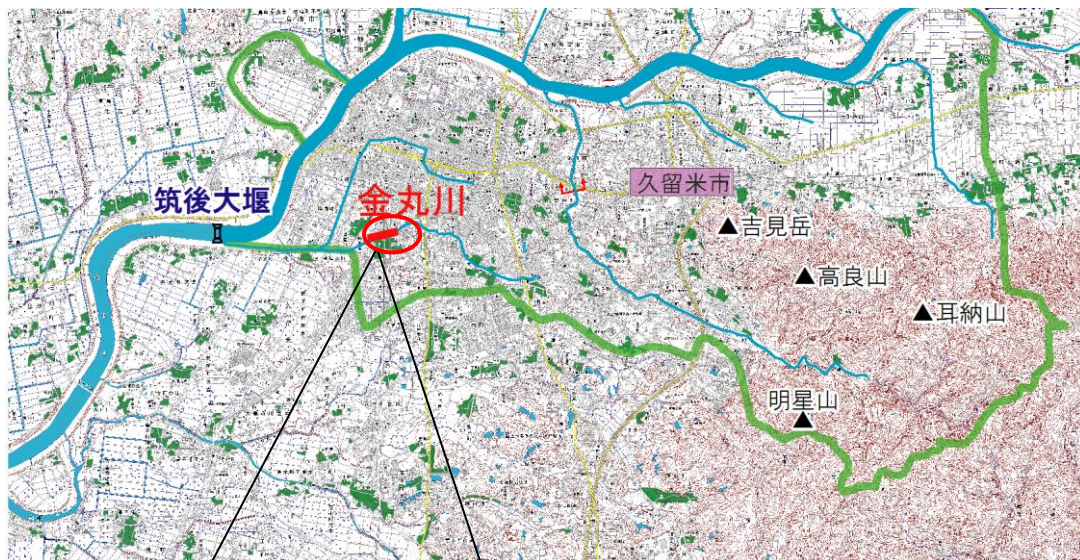


図 4-1 金丸川 整備計画区間平面図・代表横断面図

4.1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

(2) 宝満川

宝満川については、端間地点の目標流量  $1,110\text{m}^3/\text{s}$  を安全に流下させるために、端間橋から原川合流点までの延長  $L=16.9\text{km}$  区間で、堤防の嵩上げ・拡幅、河道の拡幅、河床の掘削を行い、必要に応じて護岸整備、橋梁や堰などの構造物の改築を行います。

ただし、改修工事の実施にあたっては、上下流の治水バランスを考慮した段階的実施を実施します。

河川工事にあたっては、動植物の生息・生育状況を踏まえて、「生物多様性の質の向上」、「河川環境の保全と再生」に配慮した整備を実施します。また、河川工事に際して特定外来種が確認された場合には、適切な処置を施すこととします。

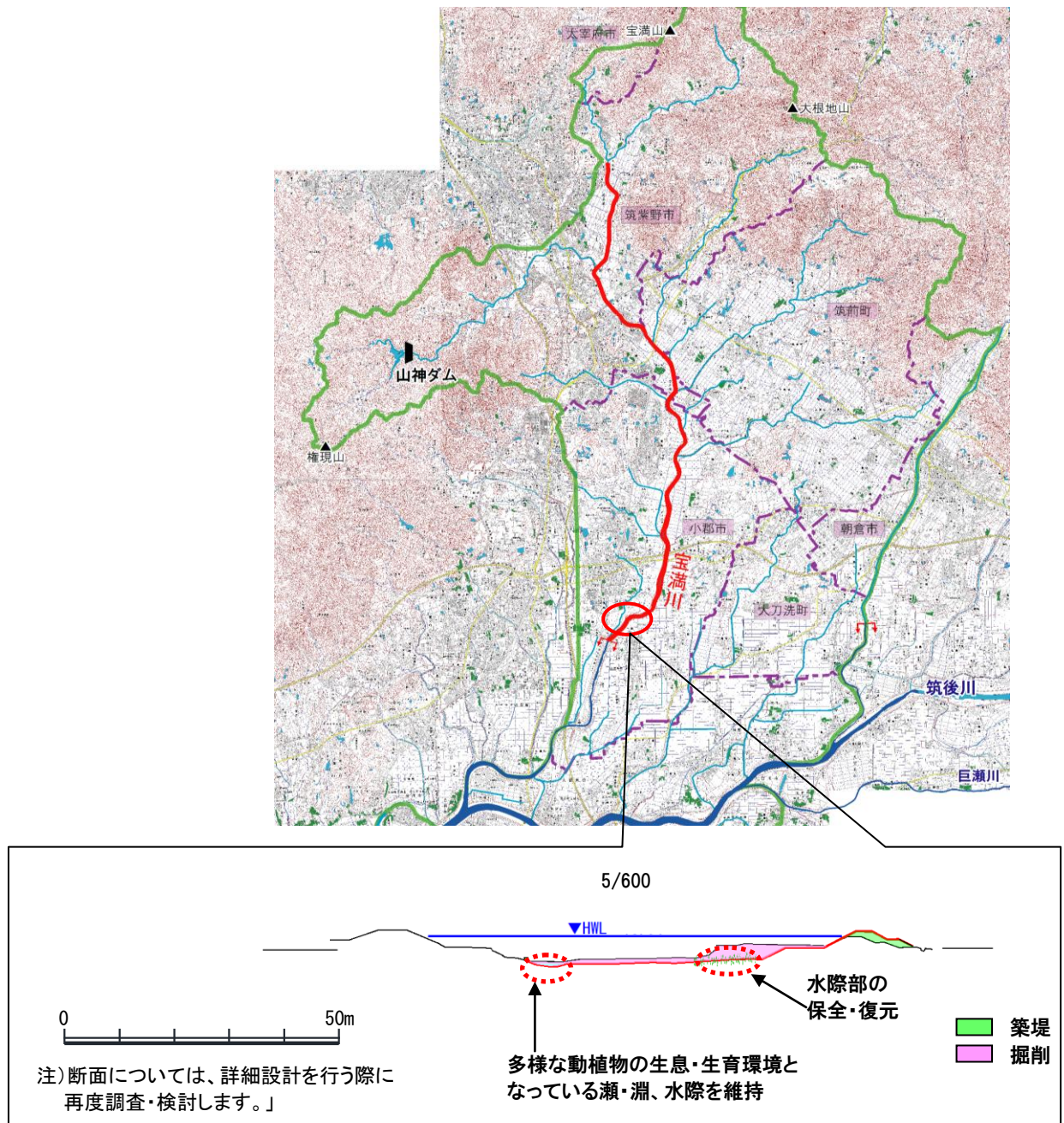


図 4-2 宝満川 整備計画区間平面図・代表横断面図

(3) 曾根田川

曾根田川については、鶴島橋地点の目標流量  $230\text{m}^3/\text{s}$  を安全に流下させるために、夜須橋から宝満川合流点までの延長  $L=2.4\text{km}$  区間で、堤防の嵩上げ・拡幅、河道の拡幅、河床の掘削を行い、必要に応じて護岸整備、橋梁や堰などの構造物の改築を行います。

ただし、改修工事の実施にあたっては、宝満川本流との治水バランスを考慮した段階的施工を実施します。

河川工事にあたっては、動植物の生息・生育状況を踏まえて、「生物多様性の質の向上」、「河川環境の保全と再生」に配慮した整備を実施します。また、河川工事に際して特定外来種が確認された場合には、適切な処置を施すこととします。

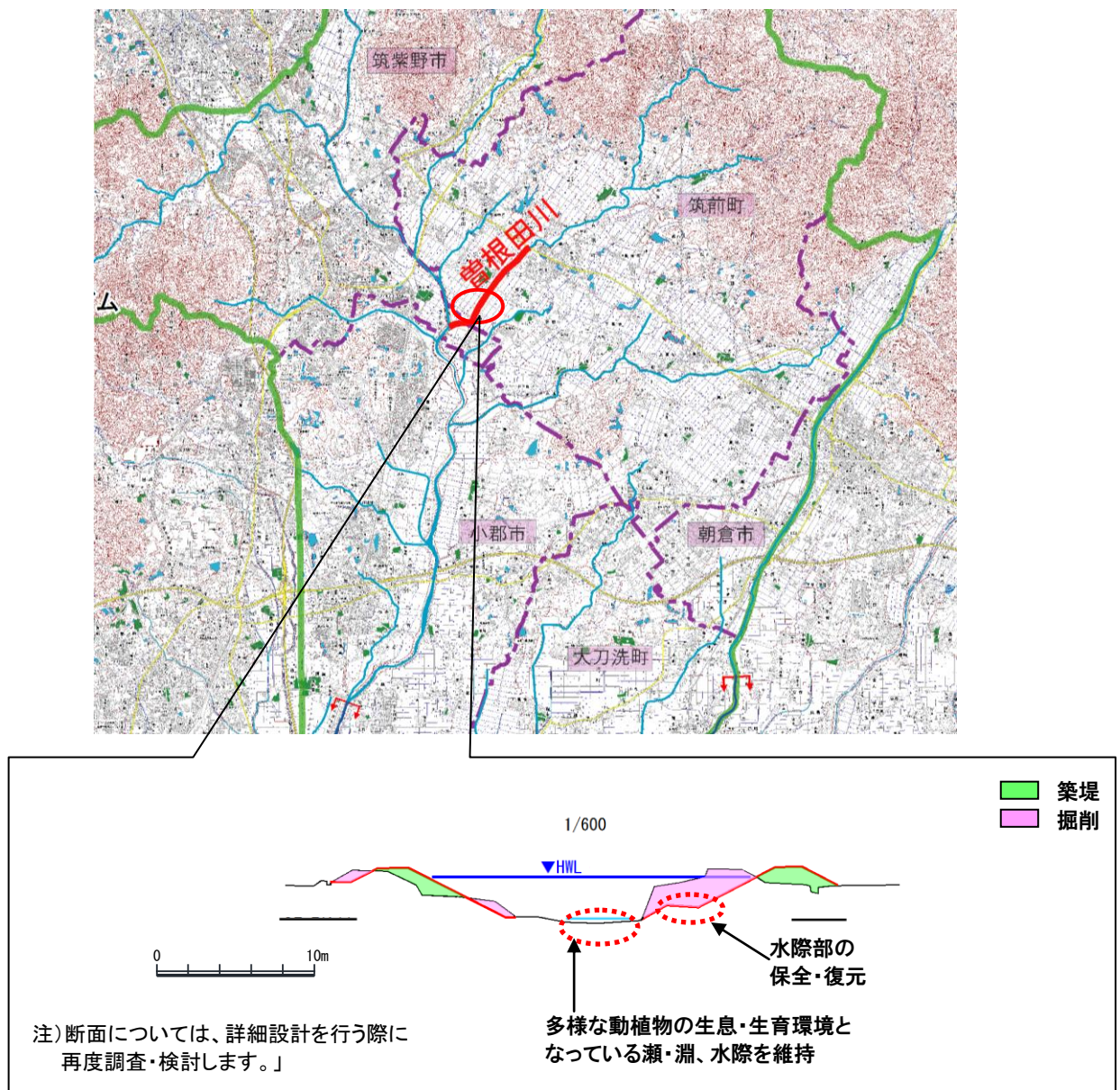


図 4-3 曾根田川 整備計画区間平面図・代表横断図

(4) 山口川

山口川については、永岡地点の目標流量  $210\text{m}^3/\text{s}$  を安全に流下させるために宝満川合流点から JR 鹿児島本線までの延長  $L=2.2\text{km}$  区間で、堤防の嵩上げ・拡幅、河道の拡幅、河床の掘削を行い、必要に応じて護岸整備、橋梁や堰などの構造物の改築を行います。

ただし、改修工事の実施にあたっては、宝満川本流との治水バランスを考慮した段階的実施を実施します。

河川工事にあたっては、動植物の生息・生育状況を踏まえて、「生物多様性の質の向上」、「河川環境の保全と再生」に配慮した整備を実施します。また、河川工事に際して特定外来種が確認された場合には、適切な処置を施すこととします。

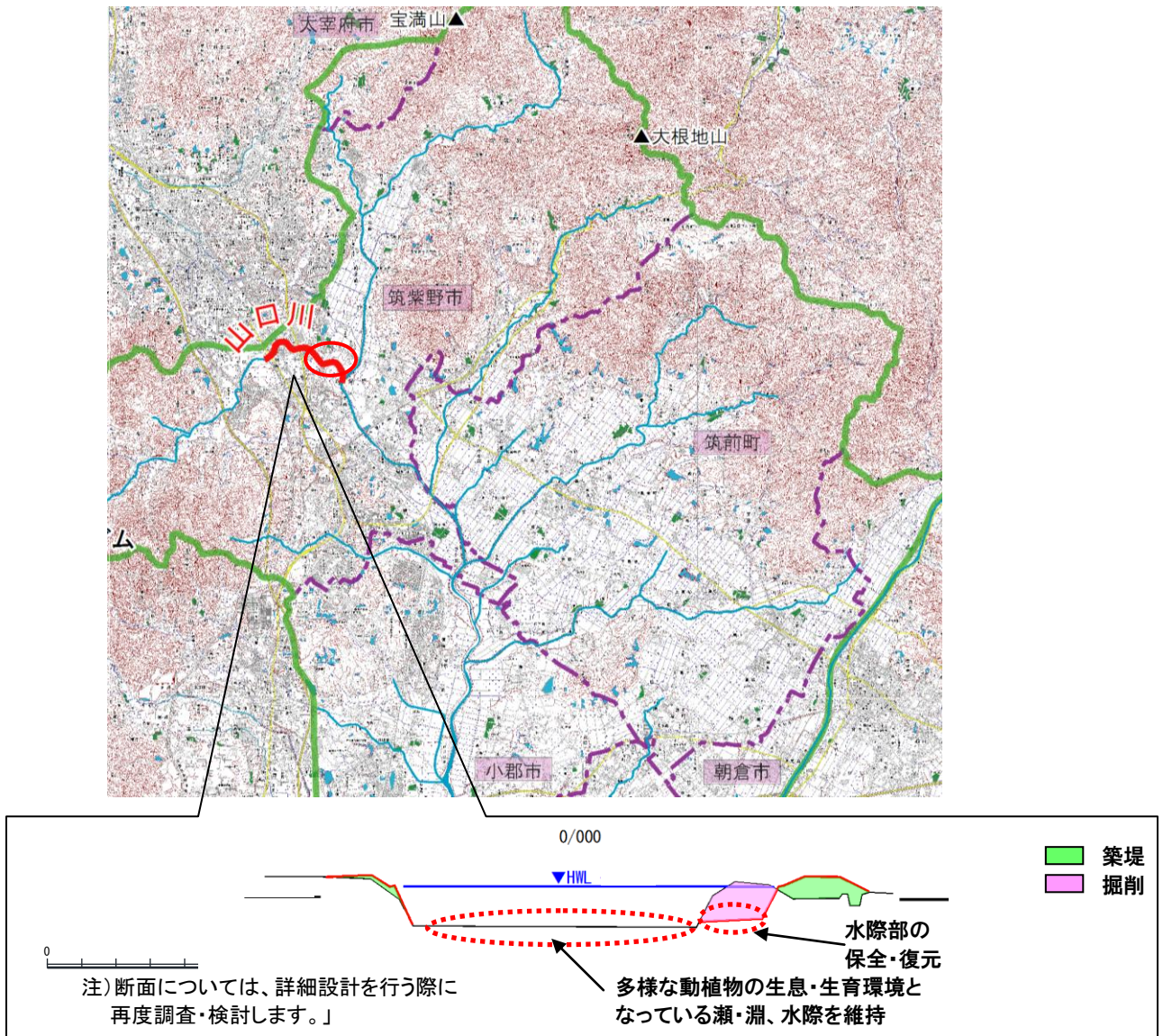


図 4-4 山口川 整備計画区間平面図・代表横断面

(5) 大刀洗川

大刀洗川については、大刀洗川水門地点の目標流量 115m<sup>3</sup>/s を安全に流下させるために西の宮橋から指定区間上流端までの延長 L=10.7km 区間で、堤防の嵩上げ・拡幅、河道の拡幅、河床の掘削を行い、必要に応じて護岸整備、橋梁や堰などの構造物の改築を行います。

ただし、改修工事の実施にあたっては、上下流の治水バランスを考慮した段階的実施を実施します。

河川工事にあたっては、動植物の生息・生育状況の現状と整備内容を踏まえて、「生物多様性の質の向上」、「河川環境の保全と再生」に配慮した整備を実施します。また、河川工事に際して特定外来種が確認された場合には、適切な処置を施すこととします。

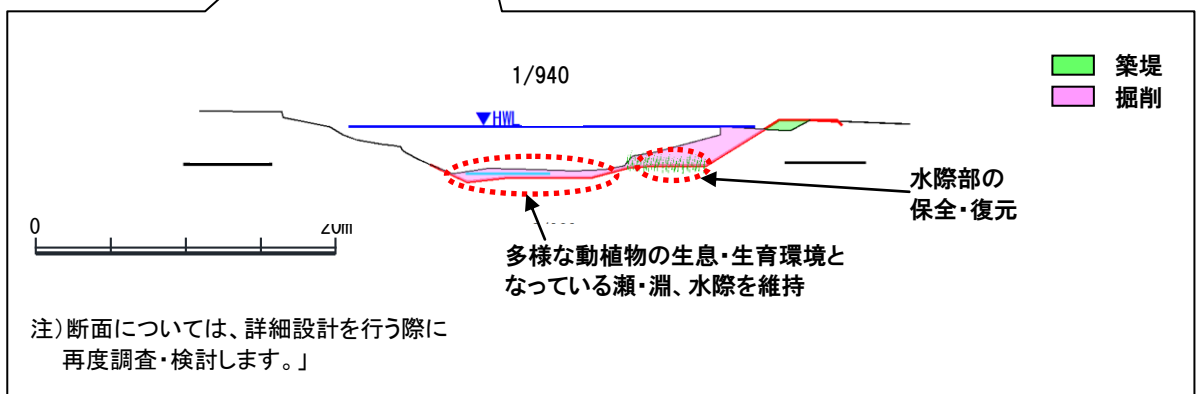
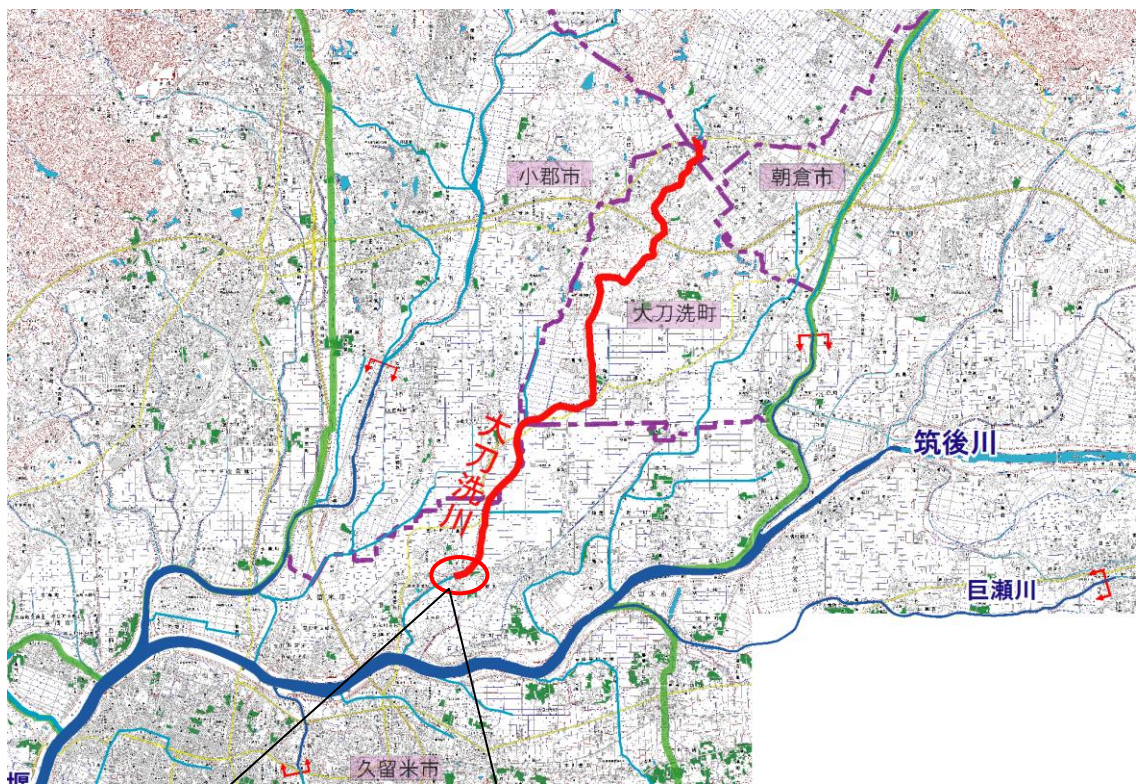


図 4-5 大刀洗川 整備計画区間平面図・代表横断図



(6) 陣屋川

陣屋川については、陣屋川水門地点の目標流量 170m<sup>3</sup>/s を安全に流下させるために久留米市北野町中川地先から大刀洗町本郷地先までの延長 L=3.3km 区間で、堤防の嵩上げ・拡幅、河道の拡幅、河床の掘削を行い、必要に応じて護岸整備、橋梁や堰などの構造物の改築を行います。

ただし、改修工事の実施にあたっては、上下流の治水バランスを考慮した段階的実施を実施します。

河川工事にあたっては、動植物の生息・生育状況の現状と整備内容を踏まえて、「生物多様性の質の向上」、「河川環境の保全と再生」に配慮した整備を実施します。また、河川工事に際して特定外来種が確認された場合には、適切な処置を施すこととします。

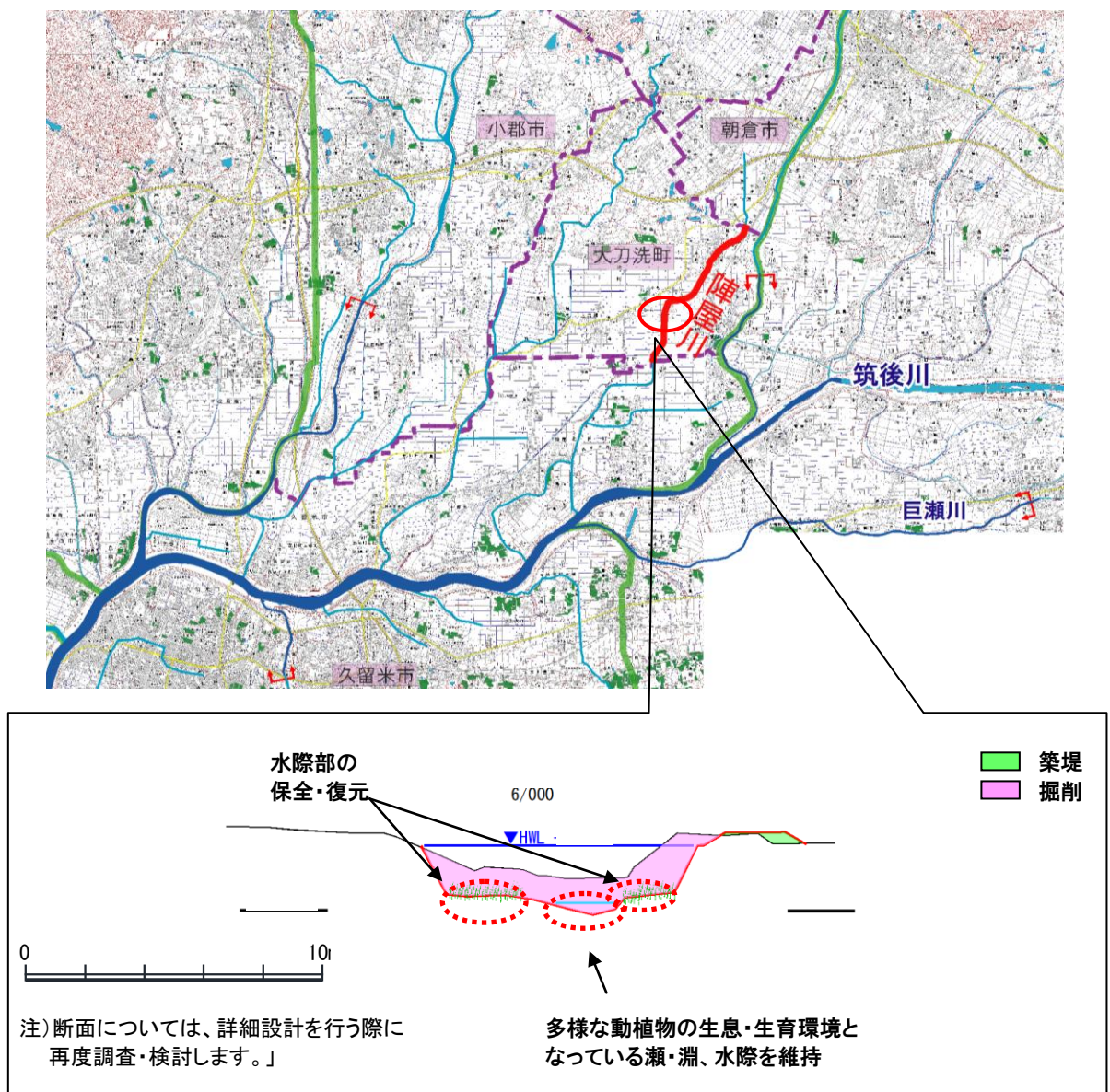


図 4-6 陣屋川 整備計画区間平面図・代表横断面図

表 4-1 筑後川中流都市圏域河川整備計画整備内容一覧表

流域名	河川名	施行区間		実施区間延長 (km)	施行内容
		始点	終点		
筑後川	金丸川	新金丸橋	県管理上流端	0.5	用地買収 築堤 掘削 護岸 橋梁
	宝満川 (久留米)	端間橋 (直轄区間上流端)	久留米県土整備事務所区間上流端	8.5	築堤 掘削 護岸 橋梁
	宝満川 (那珂)	那珂県土整備事務所区間下流端	原川合流点	8.4	用地買収 築堤 掘削 護岸 橋梁 堰
	曾根田川	宝満川合流点	夜須橋	2.4	用地買収 築堤 掘削 護岸 橋梁 堰
	山口川	宝満川合流点	J R 鹿児島本線	2.2	用地買収 築堤 掘削 護岸 橋梁 堰
	大刀洗川	西の宮橋	国道 500 号下流	10.7	用地買収 築堤 掘削 護岸 橋梁 堰
	陣屋川	大刀洗町区間下流端	松本橋上流	3.3	用地買収 築堤 掘削 護岸 橋梁 堰

4.1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

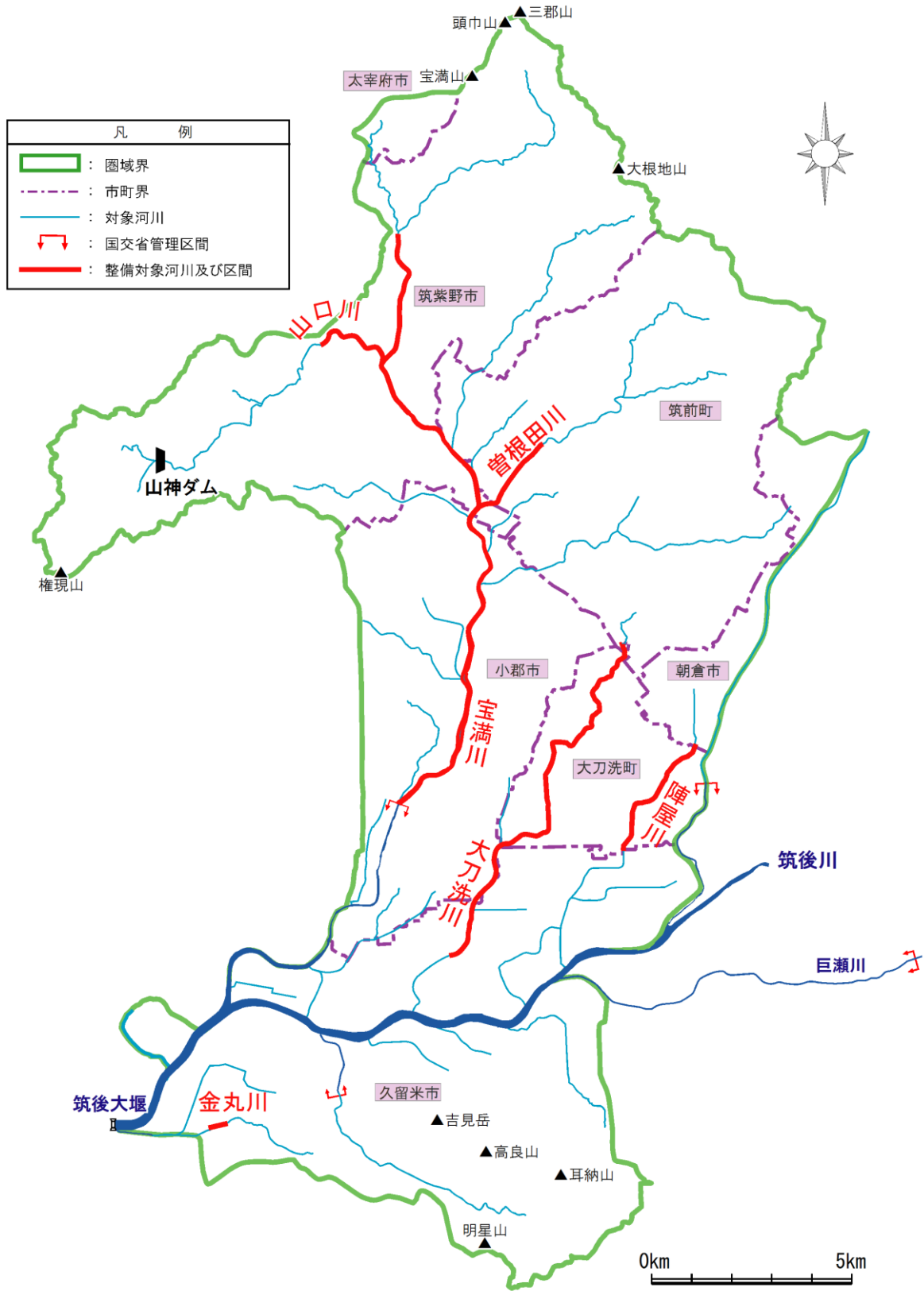


図 4-7 整備計画対象河川

#### 4.1.2 水衝部等の安全性確保

水衝部や洪水時の河床の深掘れ、河岸及び堤防法面の侵食等によって堤防の安全性を確保できない恐れがある箇所等については、必要に応じて根固め、護岸、水制及び法面保護等を実施します。

#### 4.1.3 浸透に対する安全性確保

堤防については、洪水における浸透に対する安全性の検討を行い、その結果を踏まえ、所定の安全度が不足している箇所については必要に応じて対策を実施し、堤防の安全性を確保します。

#### 4.1.4 内水対策

内水対策の必要がある箇所においては、関係機関等と連携・調整を行い、被害軽減を図ります。

## 4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

### 4.2.1 河川の維持の目的

河川の維持管理は、河川整備計画の対象区間全体において行います。

河川の維持管理は、地域特性を踏まえつつ、河川が有している機能を維持することを目的として、具体的に下記の事項に努めます。

### 4.2.2 河川維持の種類及び施行の場所

#### (1) 河川管理施設の維持

樋門、排水機場、ダム等については、施設の機能を保全し正常な操作が行えるよう長寿命化計画を策定し、定期的な点検及び計画的な整備による施設の延命化を図り、必要に応じて機器の更新や施設の改築を行います。なお、池町川放水路については、久留米市と締結している管理協定に基づき、施設の機能の維持に努めます。

また、堤防・護岸等については、定期的な巡視、点検を実施するとともに、災害危険箇所等の把握を行い、優先順位の高いものから対応を実施します。

さらに、取水堰等の許可工作物で、洪水時の洗掘や河積の阻害等、河川管理上の支障となるものについては、利水者ならびに施設管理者及び関係機関と調整し適切な対応に努めます。また、施設の新築や改築にあたっては、施設管理者に対して治水上の影響のみならず、環境保全にも配慮するよう指導します。

#### (2) 河道の維持

河道内の堆積した土砂等については、洪水時の流下能力を維持することを目的とし、河川巡視等により堆積状況を把握し、必要に応じて周辺河川環境・生態系への影響を考慮しながら、しゅんせつ等の河川維持に努めます。

また、河道内に繁茂した樹木等については、洪水時の流下能力を維持するために必要な場合や、施設の維持管理に支障をきたす場合等に、それらのもつ浄化機能や生態系への影響を考慮しながら、伐採を行うなど、適切な管理に努めます。

#### (3) 河川の巡視

河川巡視要綱に基づき河川巡視を行います。また、梅雨時期等の雨が多い時期に備えて、河川管理施設の重点的な巡視を行い、異常箇所の早期発見に努めます。

さらに、河川区域内における不法投棄、不法占用、不法係留等を防止するため、関係機関と連携して監視、指導に努めます。

#### (4) 水量・水質の管理等

適正な河川維持のために、雨量・水位の把握に努めるとともに、関係機関と連携して、定期的に水質の把握に努め、水質保全についての啓発活動等を行っていきます。さらに水質事故が発生したときは、事故状況の把握、関係機関への連絡、河川や水質の監視、事故処理等原因者及び関係機関と協力して迅速な対応を行います。

#### (5) ダムの操作管理

洪水、渇水時に操作が必要な場合は、操作規則等に基づき迅速かつ的確に操作を行います。

### 4.3 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全に関する事項

#### 4.3.1 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

##### (1) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

本圏域においては、既設の山神ダム直下流において、通年概ね  $0.1\text{m}^3/\text{s}$  の流量確保に努めます。

また、河川環境の保全や既得用水の取水維持など、河川の適正な利用及び流水の正常な機能を図るため、水量・水質の監視を行うとともに、関係機関と連携し河川流量等の情報収集及び提供に努めます。

##### (2) 渇水時の対応

渇水時等の被害を最小限に抑えるため、水利使用者間の水利使用の調整の円滑化に向けた取り組みを、他圏域を含めた関係機関及び水利使用者等と連携して推進します。

#### 4.3.2 河川環境の整備と保全に関する事項

##### (1) 自然環境

圏域河川の整備対象区間は、堤防から河岸にかけては、広葉樹、竹林が点在するとともに、ツルヨシやオギ等が繁茂している区間が多く、コイ、ギンブナ、オイカワ、カワムツ、ドンコ等が生息し、一部の区間には特定種であるタナゴ類やメダカ等もみられ、魚類や鳥類、昆虫類等の多くの動植物の多様な生息・生育環境が形成されています。また、純淡水魚が豊富なことで有名な筑後川は、圏域の支川がその生息環境を支えていることも、わかってきています。

このような河川環境に配慮し、各河川の特성에応じて、以下のような方針により河川整備を行ってまいります。

- ・魚類等の生息環境を確保するため、河川の特성에応じ、瀬・淵やワンド等の半止水的環境の保全と再生に努めます。
- ・魚介類や水草等の生息・生育の基盤となる河床の維持に努めます。
- ・生物の隠れ場、採餌の場等、生物の生息上、重要な場となっている水際植生については、環境に配慮した河岸とします。
- ・川沿いに点在するヤナギ類や竹林等は、治水上支障とならないことを前提に極力保全します。
- ・魚類の上下流の移動を確保するため、堰には魚道を設置し、接続する支川や水路の移動を確保するために、できる限り落差が生じないような工夫を行います。

また、整備の実施に当たっては、河川環境の変化に着目し、以下のような方針により調査に努めます。

- ・対象区域内に生息する生物種の現状が不明な場合など、必要に応じて、河川整備事業実施前に生物の生息状況の把握に努めてまいります。
- ・大規模な河道改変を行った場合や希少種を対象とした自然再生等を行った場合、事業実施後にモニタリング調査の実施等に努めてまいります。

**(2) 水質**

水質については、下水道事業等の生活排水対策の推進や関係機関と情報共有等の連携を推進しながら保全とさらなる向上に努めます。

**(3) 河川利用**

河川は、春の菜の花、秋のコスモス等の河川景観、ジョギング、散策路、親水性豊かな河川公園として利用されている区間もあり、人と川とのふれあいの場として貴重な空間ともなっています。これら河川利用へのニーズ、周辺状況の変化等を踏まえ、関係機関及び地域住民と連携して、安全性及び利便性に配慮した河川整備及び維持に努めます。

#### 4.4 その他河川整備を総合的にを行うために必要な事項

##### 4.4.1 流域対策

都市化が進んでいる地域においては、本来有している貯留・浸透機能についても関係機関と連携して、保全等に努めます。

##### 4.4.2 河川愛護意識の普及及び啓発

河川を適正に管理していくためには地域住民の方々との「連携」「協働」が不可欠であり、河川愛護月間等における行事、各種イベントを通じて、河川愛護、美化意識の普及、啓発に努めます。

また、河川美化、愛護のための組織作りを促進するとともに、河川に関する広報活動を強化し、地域住民の治水、利水、環境に関する意識の向上に努めます。

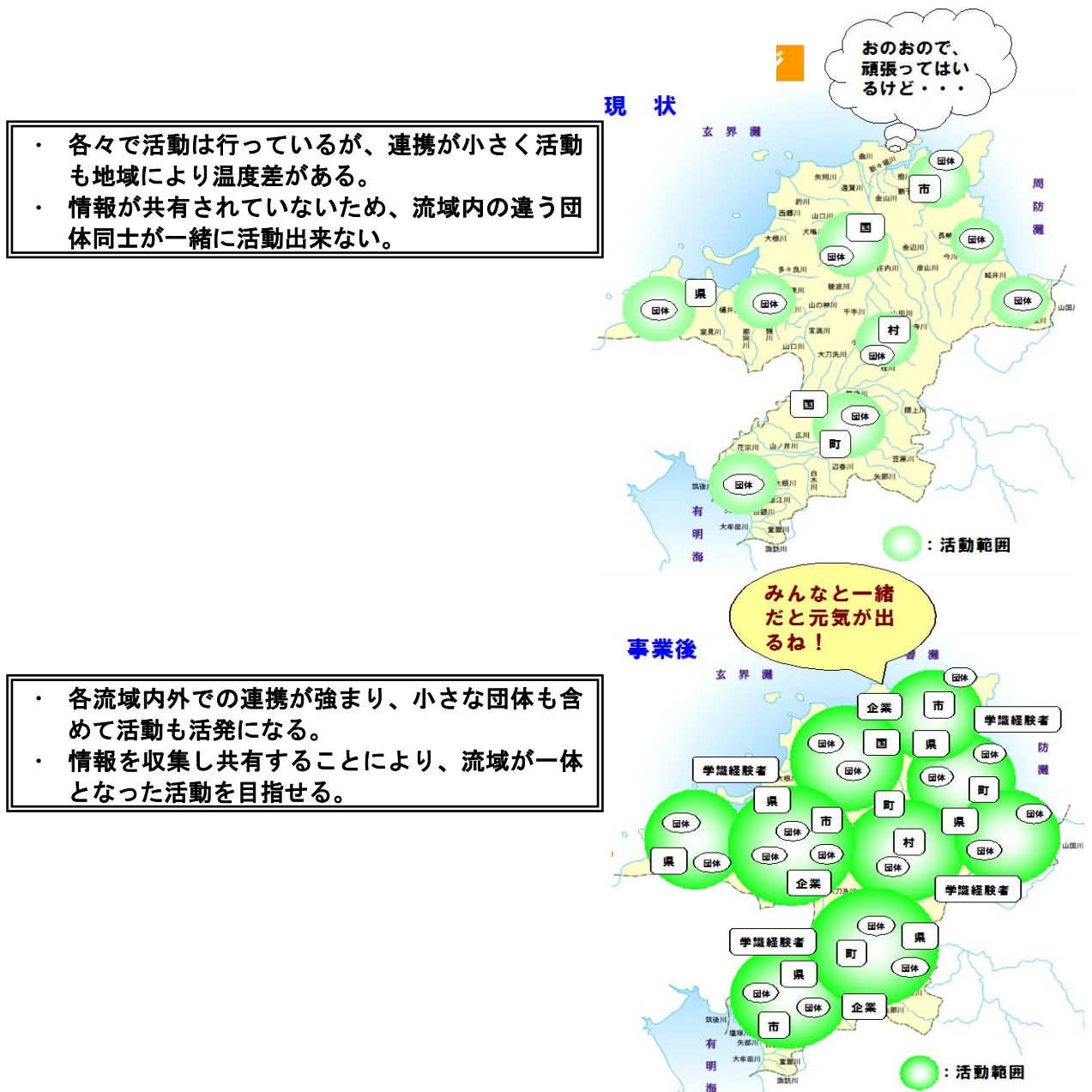


図 4-8 河川愛護意識の普及及び啓発イメージ図



「水辺教室の開催」

福岡県では、「水辺教室」として、主に小学生を対象に、身近な自然の代表である河川を題材に自然環境教育を実施しています。

普段見慣れた近所の川に入り、そこに棲む魚や水生昆虫を捕まえながら、生態や生活史を学ぶことで、水辺環境（植生、水質、連続性など）や防災の大切さを気づかせることを狙っています。

これらにより、子どもたちの河川愛護意識や生物多様性の啓発・向上に取り組んでいます。



「水辺教室の様子①」



「水辺教室の様子②」



「水辺教室の様子③」

市民の河川愛護活動の支援

「クリーンリバー推進対策事業」として河川愛護団体の届出制度を設け、河川愛護活動中における事故救済のための保険への加入や報奨金・ゴミ袋・手袋の支給等の支援を行います。

また、「企業協働河川愛護事業」として、自ら河川愛護活動を行う企業や河川愛護団体の支援（伐木、伐根、整地など）を行う企業を支援します。

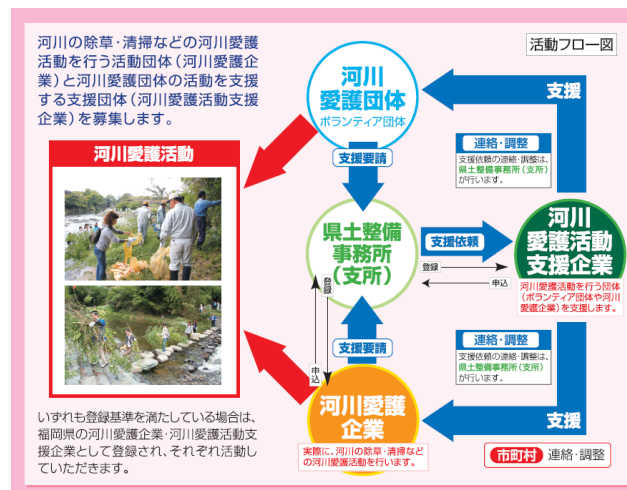


図 4-9 企業協働河川愛護事業

#### 4.4.3 河川整備のための連携の重視

河川整備をより円滑かつ効果的に推進していくためには、関係機関はもとより沿川の地域住民の理解と協力を得ることが重要です。

そこで、河川の利活用、河川環境に関する地域住民の意見を集約し、必要に応じて学識者等の考えを参考にしながら地域と連携した河川整備の実施に努めます。

##### ・川づくりネット福岡

これまで、「ふくおか水もり自慢！」を開催し、福岡県内の水・森に係わる活動をしている団体・個人が、活動発表や意見交換を通して、団体間の交流や行政と市民団体のパートナーシップを促進してきました。

「ふくおか水もり自慢！」で構築されたネットワーク関係を継続するため、引き続き、福岡の川やため池などの水辺に関心のある人が交流する場として、「ふくおか水もり自慢！」の参加者により平成24年4月に「川づくりネット福岡」が結成されました。

##### 出会い・交流・連携



<ふくおか水もり自慢!>

##### 共に行動する



<ふくおか川の大掃除>

##### ・ふくおか川の大掃除（毎年10月開催）

「河川は地域住民の共有財産」とであるという認識の下で以下のことを目的として、ふくおか川の大掃除を呼び掛けています。

#### 4.4.4 河川情報の共有化の推進

住民一人一人が河川の現状と課題を認識し問題解決に当たるためには、河川について広く理解してもらい、河川が有する優れた価値を共有する必要があります。

そのために、パンフレットの配布、イベントの開催、インターネットホームページ<sup>※1</sup>など様々な情報伝達手段により、情報の公開、提供等に努めます。

「福岡県庁ホームページ」<sup>※1</sup>のアドレス：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>

#### 4.4.5 防災意識の向上

洪水被害を軽減・防止するためには、河川整備に加えて、地域住民一人一人の防災意識を高め、洪水時の迅速かつ的確な水防活動及び警戒・避難を実行するための広報・支援を行う必要があります。

このため関係機関と協力して平時から、警戒・避難に係わる「福岡県土木総合防災情報システム」※<sup>2</sup>による水位・雨量・河川監視カメラの映像・ダムの諸量などの情報の提供及び「防災メール・まもるくん」※<sup>3</sup>による地震・津波・台風等に関する情報の提供を行うことにより、地域住民の水防意識の啓発・高揚に努めます。

#### 「福岡県土木総合防災情報システム」※<sup>2</sup>の各種情報アドレス

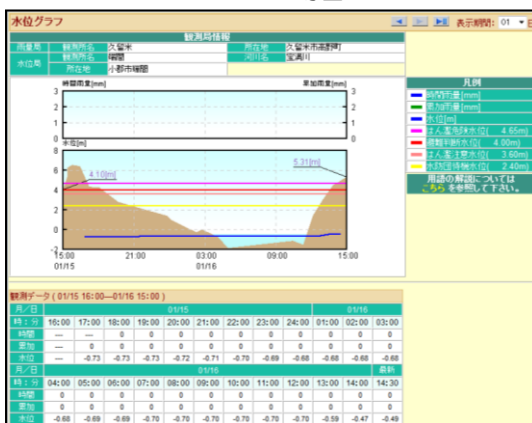
##### ＜携帯電話＞

福岡県土木防災情報ホームページ (<http://www.mobile-doboku.pref.fukuoka.lg.jp/>)

##### ＜インターネット＞

福岡県河川防災情報ホームページ (<http://www.kasen.pref.fukuoka.lg.jp/bousai/>)

##### パソコンの場合



##### 携帯電話の場合

水位情報(履歴)	
宝満川 端間	
■基準値をこえると水位の色が変わります。	
ト水防団待機:	2.40m
トはん監注意:	3.60m
ト避難判断:	4.00m
トはん監危険:	4.65m
01/16 14:10	
↓	-0.48m
14:00	-0.47m
13:50	-0.47m
13:40	-0.47m
13:30	-0.49m
13:20	-0.51m

#### 「防災メール・まもるくん」※<sup>3</sup>の登録

H17.6.20 運用開始  
H24.7 末時点で **86,963** 人が登録！！

#### 4.4.6 総合的な被害軽減対策の必要性

近年の降雨傾向の変化や洪水の発生状況を見ると、当該水系でもいつ浸水被害が発生してもおかしくありません。そのような状況の中、河川の整備途上における大雨や、計画の想定を上回るような大雨が降った場合においても被害を最小限にとどめることが重要です。

このため、河川改修を進める他、河川情報の発信や避難誘導等のソフト対策、流域の保水・貯留機能の確保、河道閉塞の原因となる恐れのある山腹の崩壊防止なども関係機関と連携して取り組んでいくことが必要です。

#### 4.4.7 危機管理における連携強化

洪水や水質事故等による被害の発生時には、正確な情報を収集し、迅速に地域住民に提供する事で、被害を軽減することが極めて重要です。

このため、関係機関とも連携し、流域内の雨量や河川水位等の河川情報の集約や市町への水防情報の伝達を行います。また、インターネットホームページ<sup>\*2</sup>等を通じて住民に対してリアルタイムでの雨量・河川水位等の防災情報の提供に努めます。

また、被害を最小限におさえるためには、自助、共助、公助それぞれの災害対応能力を高めることが大切であり、水質事故等については、河川巡視の実施や住民および関係機関との連携により早期発見と適切な対処に努めます。

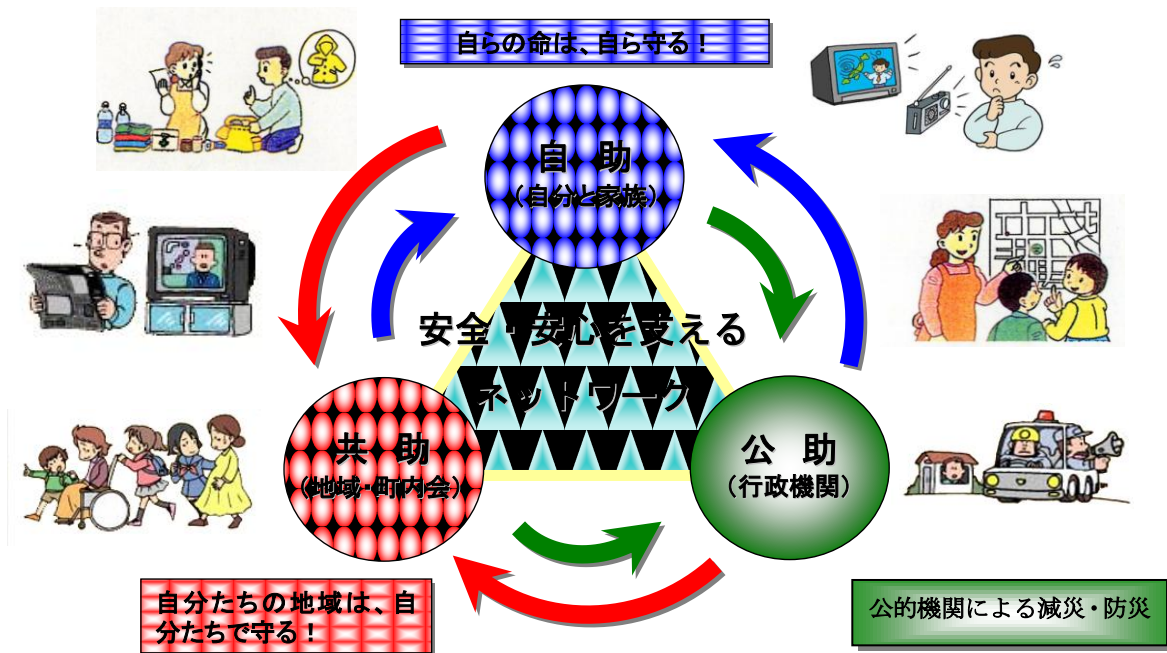


図 4-10 危機管理における連携